

1. 議事日程（第1日目）

（平成21年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成22年 9月22日
午前10時 開会
於 第1委員会室

1、開 会

2、議 題

（1）認定第1号 平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（9名）

委員長	赤川三郎	副委員長	山根温子
委員	前重昌敬	委員	石飛慶久
委員	児玉史則	委員	和田一雄
委員	水戸眞悟	委員	山本 優
委員	入本和男		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（57名）

市 長	浜田一義	副 市 長	藤川幸典
教 育 長	佐藤 勝	総務企画部長	清水 盤
教 育 次 長	田丸孝二	消防本部消防長	光下正則
会 計 管 理 者	立田昭男	総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）	沖野文雄
総務課主幹	山平 修	総務課秘書行政係長	前 寿成
総務課職員係長	猪掛公詩	危機管理室長	杉安明彦
危機管理室主幹	早戸和寿	危機管理室生活安全係長	田村政司
危機管理室消防防災係長	行森俊莊	財産管理課長	新川昭夫
財産管理課管理係長	内藤道也	財産管理課営繕係長	蔵城大介
行政経営課長	武岡隆文	行政経営課経営管理係長	土井実貴男
行政経営課財政係長	西岡保典	政策企画課長	竹本峰昭
政策企画課企画調整係長	河本圭司	政策企画課広報広聴係長	可愛川 實知則
情報化推進室長	広瀬信之	情報化推進室情報化推進係長	竹本伸治
情報化推進室電算管理課長	宮本智雄	まちづくり支援課長	益田茂樹
まちづくり支援課まちづくり支援課長	岡島 勤	会計課出納係長	高松正之

選挙管理委員会事務局主幹	高 本 修	監査委員事務局長	榎 原 秀 克
消 防 本 部 次 長	久 保 高 憲	消 防 総 務 課 長	児 玉 和 明
消 防 総 務 課 総 務 係 長	有 馬 剛 史	消 防 課 長	杉 田 昭 文
消 防 課 消 防 係 長	益 田 輝 喜	予 防 課 長	村 岡 静 明
予 防 課 予 防 係 長	浮 田 雄 治	予 防 課 指 導 係 長	谷 口 修 二
警 防 課 主 幹	常 光 光 徳	教 育 総 務 課 長	森 川 薫
教 育 総 務 課 主 幹	佐々木 靖	教 育 総 務 課 総 務 係 長	古 川 輝 明
学 校 教 育 推 進 室 長	大 下 典 子	学 校 教 育 推 進 室 指 導 係 長	松 本 貴 文
生 涯 学 習 課 長	沖 野 和 明	生 涯 学 習 課 調 整 監	小 田 洋 介
生 涯 学 習 課 社 会 教 育 係 長	児 玉 晃	文 化 ス ポ ー ツ 振 興 室 文 化 振 興 係 長	松 野 博 志
文 化 ス ポ ー ツ 振 興 室 ス ポ ー ツ 振 興 係 長	松 村 賢 造	吉 田 幼 稚 園 長	前 川 道 栄
八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良	美 土 里 支 所 長	岡 田 敦 男
高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之	甲 田 支 所 長	箕 越 秀 美
向 原 支 所 長	三 上 信 行		

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	佐々木 清	事 務 局 次 長	外 輪 勇 三
事 務 局 総 務 係 長	上 杉 浩 二	事 務 局 主 査	森 岡 雅 昭



午前10時00分 開会

○赤川委員長 皆さんおはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日より平成21年度各種会計予算に係る決算審査特別委員会を開会させていただきます。なお、委員長は不肖私赤川が、副委員長は山根委員で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様には、慎重に審査していただき効率的かつ本質的な質疑、さらに討論・採決が行われ、特別委員会の責任を全うできますように御協力をお願いいたします。また、執行部におかれましても適切な説明・答弁をいただき審査がスムーズに進行できますよう御協力をお願い申し上げます。審査の流れといたしまして、お手元に配付しております所管別主要施策一覧表に沿って各部の各課ごとに審査を進め、審査日程の中で、前の部局が終わり次第、順次次の部局の審査に移るということにいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

本決算審査特別委員会に付託された議案は、平成21年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに水道事業決算の認定の計14件でございます。

本決算審査特別委員会の審査日程は、さきに配付しております日程表のとおり、9月29日、30日を予備日とし、本日は総務企画部・選挙管理委員会事務局・会計課・監査委員事務局・消防本部・教育委員会・議会事務局所管の決算審査を行います。27日は市民部・福祉保健部所管の決算審査を行い、28日は産業振興部・農業委員会・建設部所管の決算を審査し、その後、討論、採決を行います。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は委員会の初日でございますので、市長のごあいさつをいただきます。

浜田市長。

○浜田市長 おはようございます。決算審査特別委員会の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方には、常任委員会等における連日の御審議でお疲れのことと存じます。引き続き本委員会の御参集まことに御苦労さまであります。本委員会におきましては、平成21年度の各会計各事務事業の決算について部局ごとに審査をいただくわけでございます。皆様方からいただきました御意見は、今後の施策の推進に参考にさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いしたいと思っております。

なお、現在各地でクマによる被害が報道されております。本市においても美土里町を中心に、私のところにも8件ぐらゐの出没の情報が寄せられております。これからの市民への被害が大変心配されているところ

でございます。安芸高田市としてもこれが対策を講じていかななくてはいけないわけでございますけど、当面夜間における狩猟の条件とか、こういう緩和等の条件処置の変わるたび県当局と協議をしたいと思っております。実は今からここ席をあけまして、ちょっとそういう協議に行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいしいしたいと思います。広島県警、農林部等との協議を重ね、我が安芸高田市のクマ対策がスムーズに行くことを要望してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいしいと思います。

本委員会日程が長期に及びますけど、どうぞ皆さんよろしくお願いいしいと思います。

○赤川委員長 ありがとうございます。ここで説明資料の主要施策の成果に関する説明書において、訂正の申し入れがありましたので、総務企画部長より説明を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 おはようございます。先ほど委員長さんのほうからございましたように大変申しわけございませんが、主要施策の成果に関する説明書の中に誤りがございましたので、お手元のほうに訂正の依頼の文書を提出させていただいております。訂正箇所は2カ所でございます。最初は、46ページの外郭団体等運営指導事業費の中の財団法人安芸高田地域振興事業団の事業実績表の中の4カ所の数字が誤りとなっております。

それと49ページ、たかみや湯の森運営協会の3表ほど利用者数あるいは事業実績数値がございますが、この表すべての数値が誤っております。ページ全体を差しかえをさせていただきたいと思っております。差しかえ分の上段に両面テープを張っております、その上に張らせていただきたいと思います。次の説明員の入れかえのときに、この作業をお願いをさせていただければと思っております。大変申しわけなく思っております。今後このようなことがないように十分に緊張感を持って業務に当たりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいしい申し上げます。

○赤川委員長 これより審査に入ります。

認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち総務企画部・選挙管理委員会・会計課・監査委員事務局・公平委員会及び固定資産評価審査委員会の決算についてを議題といたします。

初めに総務企画部長から決算の概要について説明を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 それではよろしくお願いいいたします。本日から28日までの間、審査の方よろしくお願いいいたします。先ほどありましたように、本日は、総務企画部のほうからお願いい申し上げます。

平成21年度におきます総務関係費でございますが、前年度と比較いたしますと30%の増となっております。これは定額給付金支給事業がございまして、4億2,400万円でこの給付金事業につきましては説明書のほうにも掲げておりますが、県内で最も早く支給を開始した事業でござい

す。

次に経済危機臨時交付金事業の1億6,000万円、さらには昨年の10月から一部地域の試行運転を開始いたしております新交通システムのデマンド交通関係の備品購入費が9,900万円などが主な要因で30%の増という状況になったものでございます。詳細につきましては、主要施策の成果に関する説明書に掲げたとおりでございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。これより総務課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 15ページの行政相談事業で成果及び今後の課題の中で、行政嘱託員の選任ができない集落が生ずることが危惧されるとありますが、これに対してどのような今後の対策を考えておられますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長 行政嘱託員制度につきましては、毎年度、年度当初に説明会を持っておりますが、その場におきまして主に美土里町、高宮町、向原町の委員さんからその場、電話におきまして、なかなか高齢化で配布することも難しく、嘱託員を選任することが難しいというような声を伺っております。現在のところ3件程度ということでございます。

このような声があることから、実は3年前に嘱託員の補助員制度ということをしてしております。嘱託員さんが全部配るのではなく、補助員さんも選任してお手伝いをしていただくと、こういった考えで現在補助員を選任いたしております。当面はこの補助員の制度を利用いただきまして制度維持をお願いしたいという考えを伝えております。

また今後は高齢化社会によりまして、このような嘱託員が選出できないという集落が出てくるのではないかとのおそれが十分にあるかと思っております。方向といたしましては、行政区の統合とかいろんな方法があるかと思っておりますが、今後の検討課題にしたいという思いで書いておるところでございます。以上でございます。

○赤川委員長 山本委員。

○山本委員 嘱託補助員というのは地域の人ですか、行政ですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長 補助員制度と申しますのは、いわゆる想定しておりますのが、大きな集落の差がありまして、アパートなどがあっていわゆる配るのに大変手間がかかるかというような場合に、その行政区の中で補助員さんを選任していただきまして、いわゆる行政嘱託員さんとその補助員さんが手分けをして配布していただくという制度でございます。高齢化が進んでいる集落につきましても、手分けをして配布していただくという方法をとっていきたいというものでございます。

- 赤川委員長 山本委員。
- 山本委員 今私たちの地元でも高齢化でだれもしないと、なる人がいない。補助員するにも、補助員しないというような地域も出てきているわけなんです。そういう場合は統合するのなかなか難しいことかと思うんですが、今後の課題として何かいい案を思っておられるのかどうか聞かせてください。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
沖野総務課長。
- 沖野総務課長 行政嘱託員は行政の配布物をお願いしているわけですが、長い歴史の中で行政区単位もその地域の実情に合った単位でまとめられてきておるものと思っております。また、行政嘱託員さんは市の嘱託という意味のほかに、地域のまとめ役、代表者と、こういった兼ね合いがある集落も多数あるというように把握いたしております。なかなか今こういうことをするという案は持っておりませんが、今後地域の声を聞きながらどのような声が、どのような形が一番いいのかということを検討していきたいという思いでございます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山根委員。
- 山根委員 関連でお尋ねいたします。こちらは配送等の業務委託をされているということで、年間約600種類の広報紙、行政情報を配布されている、お願いしているという状況ですけれども、この状況から見て600種類。広報関係のものが配布物が多いのではないかと、これは広報広聴に関することにもなりますので中身については後から政策企画のほうへ聞くとしまして、これについて実際に600種類プラスアルファについては、どのように思われていますか。把握されておりますでしょうか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
沖野総務課長。
- 沖野総務課長 市民の方に必要あるいは行政が提供したいという情報は積極的にお配りしてごらんいただきたいという、こういった考えでおります。したがって市におきまして必要、見ていただきたいと思うものは積極的に配布してごらんいただきたいと考えております。
- 赤川委員長 山根委員。
- 山根委員 先ほど聞きたかったのは、積極的に配布していくのは必要と考えている。だけれども積極的に配布する中で、総務課としてもうちよつと整理できるのではないかと、このように思われるところはないですか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
沖野総務課長。
- 沖野総務課長 ささまざまな判断のもとに担当部署におきまして、これは市民の方にぜひごらんいただきたいという形で上がってきておるものだと解釈いたしております。以上でございます。
- 赤川委員長 山根委員。

○山根委員 私が言いたいのは、各それぞれが配布物をつくるなり、製作するなりまた配布するなり、それぞれの部署でその必要性、それからまたいろいろな面でチェックを行う機能が必要だと思ってるんです。ただ積極的にやればいいと、回ってくるから配布するという、それだけでは動いていられないとは思いますが、それぞれの部署で必要性をチェックしながらお互いによりよい形を目指す、そういう意識で働いていただきたいと思っておりますので、これには答弁は要りません。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
前重委員。

○前重委員 2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。まず通知公報、先ほど同僚委員からありました封入発送等業務委託関係でそういう関係につきましても、シルバー人材センター、事業団といったところで業務委託ということになっておりますが、この辺目線を変えまして、今市内、障害者作業所施設、こうしたところが結構ございます。そうしたところへ向けての封入れ作業等を、今の障害者プランの中にも記入等を控えておりますが、障がい者の自立と社会参加の実現を目指すというところを市長さんも今回の平成21年度施政方針の中では言われてるような予定でございました。そうしたところをかんがみますと、やはりそういう障がい者の作業所もやはりそうしたところもできるんじゃないかなというところもお考えいただければどうかなというのが1点でございます。そうしたところの業務委託はできないかどうかという検討でございます。

もう1点は16ページに今の顧問弁護士委託。これも平成16年から同じように費用が同じ2名の弁護士さんで151万2,000円ずつ同じように費用が捻出されております。細かいところを言うようなんですが、こうした弁護士相談の関係、今他団体のほうでも月に2回の相談業務をやられております。そういう中でのこれにつきましては、行政の関係でそれ以上の弁護士の相談というのが含まれるんじゃないかと思いますが、そうしたところの連携ですよね、そういうものができないものなのか、そうした弁護士会、広島県の弁護士会通じて委託をされてると思いますが、そうしたところを含めてこの2名151万2,000円年間で、件数のほうも15件という話になってますが、費用的に大体30分5,000円から6,000円の費用の中でどうなのか、妥当な線であるのかどうか、これが今までずっと続いてきていることが果たしてどうなのかということをお聞きさせていただければと思います。以上2点お願いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。
沖野総務課長。

○沖野総務課長 まず、通知広報の封入作業のことでございますが、いわゆる知的障害をお持ちの方、精神障害をお持ちの方の施設に委託したらどうかということだろうと思いますが、今までいろいろ考えてまいりましたが、やはり知的障害の方になりますと、個々の方の障害の程度によりまして持てる能力が十分に発揮できる場合、できない場合、こういったものがある

うかと思えます。封入作業で一番苦情が多く寄せられておりますのが、枚数が足りないとか、これが入っているはずなのに入っていないとか、そういったことの苦情が一番多くなりますし、枚数が足りなければお持ちしなければならぬといったようなことから非常に手間がかかってまいりますし、神経を注いでいるところでございます。こういったところから、現在は封入作業につきましては地域振興事業団あるいは配送につきましてはシルバー人材センターに委託しているところでございますので御理解いただきたいと思っております。

次に弁護士相談でございますが、訴訟の社会と言われておりますように裁判によって解決される事例が今後ますます多くなってきておると思えます。市に寄せられております苦情なりは訴訟が起こされるであろうかということも前提に法的措置を含めて回答しなければいけないというものも年々ふえております。そういう意味では顧問弁護士ということになりますと、市の立場に立って法的解釈、例えば訴えられればこれは負ける可能性が高いですとか、こういった解決策がいいのではないかとといったような個々の具体的な踏み込んだアドバイスもいただける制度でございまして、単に弁護士会が行っております時間帯の相談時間、これだけでは解決できないものがあると考えておりますので顧問弁護士制度は必要なものだと思っております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに。
前重委員。

○前重委員 中身はよく理解するわけですが、できれば今、同僚委員のほうから言いました600種類という膨大な数の中でやはりできるところはそうしたところに向けて、ある程度の目線を開いていくのも市としての役割ではないかなと考えますので、その辺もひとつ検討していただければと思います。

もう1つの顧問弁護士につきましては、今2名という形で入られておりますが、これはやはり専門的な分野ということでこの2名はお入りいただいているということで理解させていただいてよろしいですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。
沖野総務課長。

○沖野総務課長 障害のお持ちの方の雇用の確保につきましては、こういった封入作業ではなく職場体験とか、そういった意味で体験していただくことにより、社会への就労を目指すという形で取り組みたいと考えております。

顧問弁護士につきましては、1名は一般行政訴訟に関する専門分野の方、もう1名は行政暴力とか不当介入、こういったことを専門にやられておる弁護士に委託しておるところでございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山根委員。

○山根委員 法制執務事業費に関連してお尋ねします。課題の項にこれから地方分権になって、また職員の法務力も問われてくるとありますけど、この法

務力アップに対してこれから何らかの方法を考えられているのか、法令に精通した人材育成も視野に入れて動かれるのか、それ1点と、15ページの情報公開について件数が20年より少しふえてきていると思います。私一度、御質問しておりますけれども、よくある公開請求については公開請求をせずとももう公開できるようにしてあるのかどうか、お願いします。

○赤川委員長 ただいまの2点に対して答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長 まず法制執務能力でございますが、御承知のように例規の改正は現在新旧対照方式で作成しておるわけでございます。それまでは、いわゆる改め方式と申しまして一遍書いてある文章を何々を何々に改めると、いわゆる墨と筆で法令をつくり、それを改めるために最も合理的な書き方なりが定められたもので、非常に複雑で専門知識を要するわかりにくいというものでございました。現在はパソコンが利用できますし、同じものが複写できますし、見比べることによってよりわかりやすいのではないかとということで例規については既に新旧対照方式を導入しております。これによりまして、専門知識を要するために、非常にとっつきにくかった例規の改正につきましても職員はより見やすく取り組めるものと思っております。以上が法制執務の件でございます。これによって能力は上がってきておるものと考えております。

次に情報公開の件ですが、御承知のようにもう法律で公開されること定められておるもの、そういったものにつきましては図書館なり閲覧なりによってごらんいただけるようになっておるところでございます。昨年度は20年度に比べて請求件数が多く出ておりますが、これにつきましては、工事設計書の情報公開とか、そういった件数が増加しておるといった内容になっておるところでございます。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに。

山根委員。

○山根委員 例規集については大変御丁寧な説明をいただきありがとうございます。それは書いてあるんです。その下の課題ですね、一番下の課題について、一番最後に判断する政策法務力が必要となると課題として認識されているという前提で、その法令に精通した人材育成等についても進められているのかというところをお聞きいた次第です。

情報公開については公開請求、建設関係の図面とかいうところですが、こういうものは公開請求しなければ公開しないというものになってるんでしょうか。それをまずは公開しておくというのは難しいものなんでしょうか。頻度的に多ければその必要もあるかと思いますが。

○赤川委員長 答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長 大変失礼をいたしました。まず地方分権改革推進委員会、これも書いてあることなんですが、いわゆる地方自治法の大幅な改正が行われて権

限が地方に移譲されるということが想定されております。これに伴いまして、みずから判断しみずから決定していくということが非常に必要になるということから、このような表現をしておるものでございます。これにつきましては研修等を通じまして、また具体的な法律の改正案がまだ出ておりませんので、どのような形になるかはわかりませんが、このようなことが想定できるということを記述しておるものでございます。

次に情報公開関連につきましては、予算書とか議案とか、いわゆる法令で義務づけられておるものはもうすべて閲覧なりごらんいただくことができるわけですが、行政が持っております文書は非常に多く膨大なものになっております。またその中には、個人情報が入っているものも含まれておりますので、申請によりまして公開決定をすると、こういった手続が必要になるものと考えております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 説明書の21ページの超過勤務手当の件ですが、150%に引き上げということになっているんですが、この代替として代休を取るということになって、結果としては金額面ではどういう、21年度の結果が出てるかを知りたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長 これは労働基準法の改正に伴いまして、1カ月60時間を超える超過勤務手当につきましては、時間外勤務手当の割り増しが定められておまして、それに伴い条例改正をしたものでございますが、現在のところ1カ月60時間を超える超過勤務者は出ておりません。また原則、これは手当の支給にかえて時間単位の代休を与えることといたしております。以上でございます。

○赤川委員長 児玉委員。

○児玉議員 人件費の関係ですが、職員の方は一生懸命努力されて減らされ、20年度と比べましても、かなり給与が下がってる。ただ非常勤報酬が上がって5,700万円ぐらい上がったという記入がしてありますが、これに対して総額では人件費がふえてると。せっかく人数を減らすという計画が進められてるんですけども、人件費自体が上がってるということになると、人件費も含めた管理が必要じゃないかと思うんですが、この辺いかがですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長 適正化計画に基づきまして、職員の数は計画的に減らしていくようにしておるところでございます。人件費がふえてる内容につきましては、施策によりまして学習補助員、支所に配置おられます看護師等によりまして総体的に人件費がふえてきておるものと思っております。どのような考えかということになりますと、施策の展開ということで実施しており

ますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○赤川委員長

ほかには。

石飛委員。

○石飛委員

ちょっと関連なんですけど、人件費のほうは共済費、負担金が高騰したということなんですけど、その共済費の負担の中には非常勤の雇用者の共済掛金があるのか、また退職金などの負担金などが含まれてるのか、もう1点は退職者積立基金というのが25万6,000円あると思うんですけど、この扱いをお伺いしたいと思います。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長

まず職員につきましては、地方公務員共済組合、こちらの方に加入しておるという状況でございます。非常勤の特別職につきましては社会保険に加入しておるということでございます。退職金につきましても、正規職につきましては退職手当組合、こちらのほうで事務を処理しておるところでございます。今は市町総合事務組合ということで一本化しておるところでございます。非常勤の特別職につきましてはそういった制度を持っておりませんので、こちらのほうの積み立てというものは現在ございません。

それと退職手当の積立金という御質問がございましたが、もう一度詳しい内容、答弁するのに必要でございますの御教示いただければと思っております。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

先ほどの非常勤のほうの社会保険料の掛金と退職金は、その共済負担金には含まれてるか含まれてないか、もう一度お聞きしたいというところ、組合のほうは別立てでどこの項目で支出がされているかということをお聞かせいただきたいと。

それと、一般会計の所管のその他の特定目的基金のところには職員退職手当基金というのがありますね。その中に平成21年度現在高で25万7,000円というのがあります。この分の扱いと組合の積み立てとは別物なのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長

失礼いたしました。長期と短期の共済の掛金につきましては、予算上は共済費でございます。退職手当の負担金につきましては、負担金補助及び交付金、別々に予算措置をしておるところでございます。

○赤川委員長

武岡行政経営課長。

○武岡行政経営課長

基金のお尋ねでございますが、実は合併時に旧町あるいは一部事務組合でいろんな基金を持っておりましたが、それを持ち寄ったということで、この職員退職手当基金については消防組合があったときの基金ということで、それが金額は小さいんですけど整理がついてないということで

ございます。ですから現在の職員の退職手当の基金とは全く事が違うということで御理解いただきたい。

○赤川委員長 石飛委員。

○石飛委員 ほんとに市の職員さん、給料が大分減りまして、民間格差とも0.4%ということで非常に厳しく給料のほうも適正にさせていただき、また人数も減っていく状況ですから共済組合といえども非常に厳しい状況に陥ってきてるのは事実だと思います。その中で職員さんの仕事の熱意を入れるためにも、退職金基金という交付金が毎年出せるぐらいのものがあればいいですが、安定したものを市としても持っていく、積み立てていくという必要性もある時期に入ってきてるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
沖野総務課長。

○沖野総務課長 御指摘のように共済の制度は、いわゆる医療費にしても年金制度にしても、今おる働いてる方で年金の受給者を賄うという制度でございますので、共済費につきましては年々上昇することは間違いないと思っております。どれほどになるかというのは、国の法律などによって年々定められておる状況でございます。

それと退職手当につきましては、市が独自で基金を運用して支給するという方法ではなく、広島県内の市町が共同で組合をつくりまして、そちらのほうに負担金で納め、その運用益を上げ、必要に応じて支給する制度となっております。したがって、別に市のほうでまたそういう制度をつくらなければいけないのかという御質問でありますと、やはり市民感情などを考慮いたしまして、そのような考えを持っておりません。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山根委員。

○山根委員 人事管理事業費についてお尋ねいたします。17ページ、人事管理事業費8,087万2,222円という8,000万円という提示をされておりますが、この中で受講人数も少ないとは言えませんね。しっかりと受講されて研修されていると思います。しかしこのたび4月の人事異動において、女性の登用については大変難しさを感じるという市長の御発言を聞いております。男女にかかわらず積極性の向上を目指して、問題意識を持って職務に当たられる職員育成をと考えていると思いますが、これについて、これからの研修について、もう22年度は始まっておりますけれども、これからさらにどういうふうにしていかなければいけないか。さらにその問題意識とそれに対する対応をお尋ねします。

2点目、18ページのメンタルヘルス研修については全職員（消防職員を除く）とあります。では消防職員のメンタルヘルスはどこかでやってらっしゃるのか。安芸高田市は消防署が1カ所です。1カ所に何十人もの方が2交代で狭い空間で寝起きをとにもされる。そういう意味ではかな

りメンタル的にストレスを感じられる方もいらっしゃると思います。そういうところのケアをしっかりとされないといけない。消防署については私、心のケア、体のケア両方言いましたけれども、そういうところできっと考えていかなければ、せっかくこのたび6人もの市外から優秀な人材を入れていらっしゃるのが、途中で心身の異常のもとに職務が遂行できないような状況になっていけませんので、しっかりと考えていただきたいと思います。これに対する御答弁をお願いします。

○赤川委員長 　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

　　沖野総務課長。

○沖野総務課長 　人材育成につきましては、御指摘のように本市では人材育成基本方針に基づきまして毎年度計画を立てておるところでございます。女性の登用ということがございましたが、男女は問わず能力を判断し適材適所に任用しておるところでございます。女性と男性の比率の差もございますし、一律に女性から何名、男性から何名といった形では整理できないものと理解いたしておりますが、いずれにいたしましても研修というものは、今から職員数が減ってくる中で個々の能力を高め、組織全体の活力を上げるということには非常に有効な手だてでございますので、今後とも積極的に進めてまいりたいと思っております。

　次にメンタルヘルス研修でございますが、これは消防職員を除くというのはいわゆる3交代、2交代制をとっておりまして、一律に参加していただくのが難しいということから、こういった表現にしておるところでございます。それでは消防職員のメンタルヘルスはどうかということになりますと、本年度の初めからメンタルヘルスの相談室を開設いたしております。また共済組合などにおきましても、市内では受けたくないよという方には広島のほうにもそういった開設窓口がございますので、そういった面を積極的に活用するなど、メンタルによる負傷者により職務、行政の能力が落ちることがないように今後とも努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○赤川委員長 　ほかに質疑は。

　　山根委員。

○山根委員 　人材育成に関しては、今から人数も少なくなるし積極的にやっていくということですけど、積極的にはわかるんです。積極的にどういうもっと具体的なことをお聞かせいただけるかと思っておりますけれども、実際問題、女性の登用にかかわらず、私は拝見するのに積極性がもっと欲しいなという思いを感じております、職員の方に。そういう意味では、どういう面を特に研修に力を入れるというようなお答えもいただきました。それから消防職員に対するメンタルヘルスの場合、2交代制で難しいということあります。その中でメンタルヘルスに行ってきますと言って時間休を取って行くとか、仕事の合間に行くというのは、メンタルヘルスケアが必要だと同僚に思われるのも嫌なんじゃないかなという思いもするんですね。そういうときに行きやすい、メンタル相談室がどうい

ものかわかりませんが、もっと行きやすい環境、そういう雰囲気づくりも必要だと思いますし、こういうときには行かなきゃいけないんだよというような、定期的に行くような体制づくりも必要ではないかと思えますけど、その点についてはどうお考えですか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長 まず、基本方針はやはり職員が減ってくる中で、組織の能力を高めるためには個々の能力を高めるということで対応するしかないと思っております。このために人事評価制度を活用したり、この人事評価は当市の場合には人材育成として活用したいと考えております。いわゆる自分の他人より劣る点を人事評価によって洗い出すことによってそれを対応して能力を高めていくと、こういったことが必要ではないかと思っております。

次にメンタルヘルスですが、当然プライバシーの保護は必要でございますし、口頭で申し出るのではなくパソコンの市内LANにこころの相談室というメールが送れるボックスを用意いたしておまして、こちらに申し込みしていただくことにより、だれに知られることなく受けられると、こういったプライバシーにも配慮しておるところでございます。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 人事評価制度までいきましたので、ちょっと人事評価についてお尋ねいたします。21ページ、一番最終行に、人事評価制度は個人の優劣を評価するものではなく、他人より劣る点を把握し、改善することにより組織全体のレベルアップを図るという人材育成形を目指し、だれもが納得できる制度の構築を進める必要があるという人事評価に対する見解を述べられております。私、この自分の劣る点という一面的な部分だけではなくすぐれた点においてもその点を評価し、さらに人材育成する制度でもあると理解しておりますが、この点についてはどうでしょうか。

それから能力を高めることが必要で研修をされると言われるんですけど、私としては問題意識をしっかりと持てる人材が必要ではないかと思えます。先ほどちょっと戻りますけれども、600種類の広報紙、あの点についても配布段階でもうちょっと整理できるんじゃないかなとかそういう問題意識を持って、各職場でかわりの中でのいろんな点を改善していかなければというそういう意識を持った職員を育てることが必要ではないでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 山根委員さんが職員研修等についていろいろ御指摘なり御指導いただいているわけですが、言うは易し行うは難しで、なかなか研修だけで成果が出たら言うことないんですよ。問題はそれぞれが行政経験しながら、

それぞれ各人が意識改革をしていただいで前に進む、そういった1つの
膳立てになっておるわけでございまして、この精神というのは簡単に言
われますが、なかなか私ほうまくいってないんですよ。これがうまくい
く方法があれば御教示願いたいんですが、いろいろな方法とっております。
女性登用も言われますが、これも大変なことなんです、私が面接し
て。問題は職場、地域、家庭、そういったものを総合的に私も判断して、
最終決断しておりますが、そこらの人材までまだ安芸高田市の場合に行
ってないのが現実なんです。なるべくそういった人を登用したいという
のは常々思っております、そういったチャンス、機会を見ながら教育
なり指導しておりますが、委員さんが言われるようなところまではまだ
行ってないのが現実でございます。私もそのように望んでおりますが、
なかなか精神的な面でいろいろとございますので、これは個人情報等ご
ざいまして、だれがいい悪いは言いませんが、委員さんごらんと
おりを御指摘されておるんだらうと思っております、なかなか我々も一生懸
命努力しておりますが、そこまでいっていない現実がございます。それ
と先ほど言いましたように、それぞれがやる気を持ってくれないと幾ら
研修をしてもなかなか実にならないのが現実です。そのように仕掛けは
しております。よろしくお願ひします。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 副市長の答弁、私は女性であるから女性登用を言ってるんだらうと、
ないですか。こだわってないですよ。こだわってなくて全体を見て言っ
てます。8,000万かけてるんですよ。仕掛けはしてありますが仕掛けにまだ
不足する面があるんじゃないか。新たな仕掛け、私は一般質問でも提案
しております、積極性の向上に力を入れているところもある。ただ研修
を受ける、全般的な行政能力を高める研修だけではなくて、職場内の環
境、雰囲気を変えるような仕掛け、それなりの知恵を出して考えていた
だけたらと思ひます。私もアイデアを出しておりますので、そのほうも
考慮していただけたらと思ひます。

○赤川委員長 藤川副市長。

○藤川副市長 御指摘のことは重々一般質問等から承知しております。なるべくその
ようになるように我々もさらに一層努力してまいります。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 同じ今の19ページのところで派遣研修の状況ということで、今年度は
農協に研修に1人行かれて、またこちらにもおいでいただいでおるとい
うことで、今21年度のそうした派遣をされている中で成果ですよ、そ
うしたところがここにはちょっと書かれてないんでありますが、その辺
の成果が行かれたところ対して効果がある程度出ているかどうか、そう
いう形と、あと今年度も含めて今後そうしたJA等も含めてそういう人
事の交流、そうしたところをある程度計画を持ってやられる状況である
か、その計画性が今の総合計画等もあるかわかりませんが、そうしたと

ころで若干そういうところからの受け入れ、市へ対する受け入れ等も含めてちょっとお聞きいただければと思います。

○赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

　　沖野総務課長。

○沖野総務課長 　　研修派遣の成果ですが、何と申しましてもやはり行政におるだけではわからない民間経営のノウハウ、これを学ぶことだと思っております。営利を目的とする民間企業におきましては、やはり円単位のコスト計算をすると、こういったことが公務員には欠けておるのではないかと私個人的には思っておりますので、そういった面では非常によい研修であろうかと思っております。

　　またその他の効果といたしましては、株式会社サンフレッチェなどの派遣につきましても人件費はすべて市が、公が持って派遣させると、民間企業に派遣さすということはできませんので、サンフレッチェが人件費を派遣するというようなことを考えますと、人員削減を企てている中、人件費的にもある程度の効果が出ておるのではないかと考えております。

　　また今後の計画につきましても、必要に応じまして適当な場所の派遣を計画をしてまいりたいというように考えております。以上でございます。

○赤川委員長 　　ほかに質疑はありませんか。

　　〔質疑なし〕

　　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

　　続いて選挙管理委員会にかかわる質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　山根委員。

○山根委員 　　投票区の再編、公営掲示板の数も変わってきていると思いますが、この再編で前年度までに比べてどれぐらいの効果が出ているんでしょうか。金額的なもの、また人間的なもの、わかる範囲内でお答えいただけたらと思います。

○赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

　　高本主幹兼選挙係長。

○高本選挙管理委員会事務局主幹 　　昨年の衆議院選挙から投票区の再編を実施いたしまして、事業費が2,327万5,298円。前回の衆議院選挙の費用は、比べまして1,430万余り費用を削減しているということでございます。

　　それからそれに引き続いてありました広島県知事選挙におきましては、決算額2,177万4,163円となっております。前回の県知事選挙に比べまして1,279万円余り削減しております。以上です。

○赤川委員長 　　山根委員。

○山根委員 　　再編によって投開票に伴う問題は何かございましたでしょうか。検証する必要があるという結果ですけど、現時点でもう出てきてるのではないかと思いますけど。

○赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野選挙管理委員会事務局長。

○沖野選挙管理委員会事務局長 一番心配をしておりましたのがやはり投票所が遠くなって投票に行けなくなるという方が出てまいられまして、投票率が下がるというのを一番心配しておるわけでございます。100%の投票率を目指しておるわけですから、何とか投票率を上げたいということからこのような表現をいたしておりますが、期日前投票の投票者の率が拡大しておるなど、また苦情は投票区再編後寄せられていない状況でございます。もうしばらくの選挙の投票率の推移を見ながら、また必要な箇所は検証していきたいという思いでございます。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 休憩を閉じて再開いたします。

次に危機管理室にかかわる質疑に入ります。質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 危機管理室ということで防犯に関することでお尋ねいたしますが、今広島県警のほうから出向されておられるわけですが、この中で昨年度、21年度、これはあつてはならないところですが、もしそういった防犯の事件事故等が何件ぐらい、もしあればお知らせ願います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

杉安危機管理室長。

○杉安危機管理室長 説明書の26ページのほうをごらんをいただきたいと思います。これは刑法犯の認知件数をあらわしたものでございまして、これは警察の統計は通年でいっております。したがって年でごらんをいただくわけですが、平成21年では125件となっております。ピーク時が平成14年の427件から考えますと、約7割の減となっております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 関連で、現在お年寄りのお宅を訪問して強引な商法とか詐欺まがいの手法で売ろうとしたり、また押し売り等をしたりすることがあるように有線なんかで放送がありますけれども、こういうようなことが発生している件数とか、種類のなもので統計があれば報告ください。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

杉安危機管理室長。

○杉安危機管理室長 これを取りまとめた数字を整理したものはございませんが、毎月関係

の課あるいは支所、そして消費生活相談員さんによります内部の合同会議で意見交換をしながら、こういった事案が発生しておるかというところの確認をしながら啓発をするというふうにしておりまして、その中に寄せられておりますのが特に消費生活相談員さんのところへ入るものが毎月2件から3件はございます。多くは先ほど委員のほうからありましたように現在も無線放送しておりますように、例えば下水道の掃除に来ました、水道の点検に来ましたというような形で広く歩くと。その中に高齢者の世帯で強引に入り込むというようなことも聞いておりますので、今やっておりますのは有線・無線放送の啓発と、あとは地域安全推進員さんに情報提供しながら地域で啓発を広めていただくという取り組みをしております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 先ほどの答弁で消費生活相談員という職名が出ましたけど、この消費生活相談員と危機管理室の連携というか流れ的、市民の方がどこにまずは持っていく、危機管理室でもいいあちらでもいいという流れというものがあればそれについてお答えください。

それともう1点、先日川根振興協議会の敬老会に参りました。振興会長みずから高齢者の運転免許証の返納を促していらっしゃいました。川根はもやい便のように本当にきめ細かな対応をされている中で、返納を促されることを大変わかるんですけども、すぐには難しいこともありますけれども、市全体として高齢者の返納についても生活できる体制をつくり上げることによって高齢者の事故が減らせると思います。現在の高齢者の事故件数というものもわかれば、それと高齢者の運転免許の返納率などわかるところで御返答ください。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

杉安危機管理室長。

○杉安危機管理室長 消費生活相談員さんにつきましては、平成21年度で市民生活課のほうに所管をかえて現在そちらのほうで相談を受けていただいております。ただ電話が入りますのは、やはりそちらのほうへも入りますし危機管理室のほうにも入ってまいります。その時点で危機管理室でお答えしてすぐに対応できるものはそこでお答えをするわけですが、やはり専門家にゆだねてその後の対応をしていただくというケースも多いわけですので、そういったものは出勤してこられるのが週に2回ですので、そういったときにお知らせして対応していただくということで、双方の連携はとおるつもりでございます。

次に、高齢者の方々の免許の返納という問題でございますが、現在の返納率については把握しておりません。ただ、この制度が今後進展してくるだろうということはございまして、平成21年6月に75歳以上の免許の更新をされる方々が新たに予備講習というものが加わってまいりまして、その中でいわゆる認知症に係る検査と診査と言いますかテストとい

うのも加わってまいりまして、これらが今後進んでまいりますと返納ということもふえてまいりますでしょうし、委員御指摘のように交通機関を確保しないとまたこれも進まないだろうということからも、今後のお太助ワゴンの普及というところから返納率というものが上がってくるんじゃないかと考えております。

高齢者の方々に限っての事故の発生率については、今現在資料、数字は持ち合わせておりません。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて行政経営課にかかわる質疑に入ります。質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 行政評価システムを構築されて、事務事業評価と政策評価、2階層評価を進められております。これについて、これからそれが有効に機能しているかどうかは出てくると思いますが、ある意味2階層評価を使うことによって企画セクションと財政セクションとのあつれきが如実にあらわれて、十分機能を発揮できない状況に陥っているところもあるという情報を得ております。行政評価システムを使うターゲットを絞り込むことで、ほんとに財政的などところで事務事業をしっかりと絞っていくとか再構築していくか、また施策に力を入れるかというところで難しい面があると思っておりますけれども、そのところについてのお考えをどのように考えられているのかお尋ねします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

武岡行政経営課長。

○武岡行政経営課長 ただいまのお尋ねでございます。18年度から試行導入させていただきまして、19年度には事務事業の本格導入、施策評価については19年度一部試行導入で20年度から本格実施させているということで、現在はすべての事務事業、また施策について実施させていただいてます。基本的に行政経営に当たってはトップの上位計画というのは総合計画なんですね。それを進めていくということについては、よく言われるのがまちづくりの基本の施策でございますので、予算を計上して、それを上げて執行していくというだけの話でなくて、それをどのように管理をしていくかといった中では、そういった目標管理ということも入ってまいりますし、特に事務事業というのは職員が事務改善をする1つの手法です。施策評価というのは部長なり課長なりが1つの目標を立てて計画的に運営していくと、そしてその中での評価で投入すべき財源をどこに一極集中させるかといった手法になってまいりますので、特におっしゃったように財政セクションと企画セクションが難しいところがあるとおっしゃってますけど、そういった面で安芸高田市のほうも総合計画の中でその総合計画の体系に沿って事務事業があつてその上に施策があるわけですから、それはそういったことをおっしゃるケースもあるかもわかりませんが、

総体的にはその連携を保ちながらやっていくというふうになると思います。ですから計画の重点化、それと財源をそういった主な事業に配分していくと、そういった形を施策評価の中で見きわめていくと、そういったものだろうと思っております。

○赤川委員長

山根委員。

○山根委員

先ほど情報と言いましたけど、これは大阪の研究紀要に載ってた八尾市の都市整備部の交通対策課の南さんという方が受賞された論文の中で行政評価システムについて問題、2層で行うことによって出てくる課題というものについての問題があったので、それについて本市における行政評価システムを取り入れられた中で起こってないかどうかをお尋ねしました。その中で先ほども言われてましたように、職員が事務改善という中で事業の見直し、改革改善の取り組みに対する職員の意識がもっと楽しくなって住民に対する市役所の価値を高めていくような実感を与えられるような改善を展開するという、削減ありきではなくて見直していく、改善していくというような意識をもっと向上させるという意味で取り組まれていかれるように期待しておりますけれども、その点について何か御答弁あればお願いします。

○赤川委員長

山根委員、よその例もいいんですが、一応決算委員会でございますので、それを踏まえて質問してください。

答弁を求めます。

武岡行政経営課長。

○武岡行政経営課長

確におっしゃられることもよく理解できます。私どもも18年からこういった制度導入をさせていただきまして、あながち受けとめ方も違うのかなと思いますけれども、私どもの今までの報告書の中にもありますように職員のコスト意識というものは向上してきたと。そのコスト意識の次にはコストの削減において出たものを次の有効活用にどのように展開していくかというのが1つは課題だろうと思っております。行政改革総体的な中の行政評価でございますので、なかなか楽しくということまではいっておりませんが、そういった新たな施策の向上につなげるような見直しは当然こういった行政評価の中で生み出していくべきだろうと思っております。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ここで総務企画部所管の決算審査の途中ですが、説明員交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

それでは再開いたします。

次に財産管理課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 財産の管理課のほうで財産管理地またそれについての建物といったものを管理されてると思いますが、私は土地の売買についてはお聞きしませんけど対策の関係をお聞きしたいんですが、これが何件ぐらいそれをやられたか。それともう1点は先日市の管理地であろうと思うんですが、そこをお借りしたいんだということがありまして、財産管理課のほうへ行って話を聞いてみてくださいということを行いました。そのときに、そこに建物がある場合ではなしに、更地の場合は市民また他のところから見られた方にサービスの提供と言いますか、その中でのお話として立て看をもしできるものなら立てておられると、それを見て相談に来られるんではないかと思いました。その2点をお願いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

新川財産管理課長。

○新川財産管理課長 財産管理課が管理しております土地、建物につきましては、行政財産から普通財産に所管がえをされたものにつきまして財産管理課のほうで管理をいたしてあります。そういう中で委員おっしゃられました土地等の対策につきましては32ページにありますように財産貸付収入といたしまして94件の貸し付けがございます。金額ではここに書いてあるとおりでございます。

それからそういった土地の利活用という形の中で市民の方にしっかりと啓発していくという中で、現在のところ不要な財産につきましては市の公有財産取得処分等の委員会におきまして、処分が可能な土地につきましてはそういった把握をしながら積極的に売り払っていく手法なり土地の把握をいたしております。そういう中で今年度インターネットなどの公売システムを取り入れまして、そういった外部への積極的な情報提供もいたしているような状況でございます。

立て看板につきましては、現在のところそういった計画はいたしておりません。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 それは計画といいますかそういうことを実行するということは今考えておられんということですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

新川財産管理課長。

○新川財産管理課長 合併後、それぞれの市町におきましていろいろと使用目的があった土地あるいは建物につきましては、現在の状況の中でそれぞれ日々変わってきている状況の中で、すべての財産の管理をしっかりとこれからのそういったいろんな形での広報によって処分等も考えていく状況ではありますが、その辺のやり方につきましては現在検討中でございます。

○赤川委員長 和田委員、いいですか。

○和田委員 よろしいです。

- 赤川委員長　　その他、質疑はありませんか。
前重委員。
- 前重委員　　先ほど課長のほうからオークション、ネットでのそうした売買等も今やられている状況という言葉が出まして、そういう財産の車両等そういう形で今後そうしたところへ向けて規定等作成されてると思いますが、そういう整備を行う必要があるということで、この課題の中には考えてあるんですが、そういう流れの中で今後そうしたところへ向けてそういう売買の方向でやられる形での確認をさせてもらってよろしいでしょうか。
それが1点と、あとこういう整備をされるに当たりまして、ホームページ上等へそういう売買等の公表を今後はやられる計画等があるかどうか、その辺をちょっと教えていただければ。
- 赤川委員長　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
新川財産管理課長。
- 新川財産管理課長　　平成22年度におきまして、今言われましたインターネットでの公売システムのほうの車両等の公売ということで取り組んでおります。これは物品等につきましてはそういった公売システムがございます。それから土地につきましては、もう一步進んだ形でのヤフー等の民間の窓口を利用したシステムがございます。これも他の自治体におきましても取り組んでおられますが、我が市におきましても次の段階ではそういったシステムに取り組む予定で思っております。そうは言いましてもその前段の規定の整備あるいは細かいこういったものを上げていくかということも含めまして、そういった決定事項等の整理もしながら次の段階に進めるように考えております。以上です。
- 赤川委員長　　ほかに質疑はありませんか。
児玉委員。
- 児玉委員　　出資による権利、これは今広島県農業信用基金協会ほか15件で1億8,000万円という数字が記入されているんですけども、残りのところはどのようなのがあるか、この場でわかればちょっと教えていただければと思うんですけども。
- 赤川委員長　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
新川財産管理課長。
- 新川財産管理課長　　財産管理課におきます出資による権利の部分でございますが、我が課におきましては八千代カントリークラブにつきまして1件ございます。
- 赤川委員長　　児玉委員。
- 児玉委員　　財産管理課では、ほかの項目はわからないということですか。わかりました。
- 赤川委員長　　ほかに質疑はありませんか。
山根委員。
- 山根委員　　35ページに一般車両管理費の中で、事業専用車両を21年度は45台をそれぞれ事業管理へ組み替えた。これによって事業専用車両の効率化が

推進できたとありますが、これは事業の効率化というのはそれぞれの事業ですぐに使えるという意味でしょうか。ほかに何かあれば。そしてまた事業管理になったことによって新たに何か課題として上がってきたものがあれば御答弁ください。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

新川財産管理課長。

○新川財産管理課長 公用車の中に事業専用車両という形の中で分けております。これにつきましては保健、医療の関係あるいは給食車専用のトラックとか、そういった各専門の担当課が持つておる専門の一般の事務とは別な専用車につきましては、21年度におきまして途中で財産管理課が持つよりも担当課が持つて、そういった有効利用も含めて維持管理も担当課のほうが所管しているのがいいんじゃないかという中でそれぞれ分けて管理をするようにいたしております。その中でやはり自分のところが専用を使う中で、こういった経費の削減ができるかというのはそれぞれの担当部署の中で考えていただければより一層の経費の削減もできるという中で実行した状況でございます。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 管理課の財産管理では不用額を1,000万円ぐらい出されて努力されているのが見受けられますが、34ページの衛生器具借上料の106万5,708円、これはどこのメーカーでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

内藤財産管理課管理係長。

○内藤財産管理課管理係長 先ほどの御質問にお答えいたします。

衛生器具管理借上料ですけど、業者のほう、西日本リネンサプライ株式会社三次営業所でございます。以上でございます。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 ちょっと今の会社の説明が早口で理解できなかったんですが、ここには高宮に工場があるサニクリーンとかいうのには入ってないですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

新川財産管理課長。

○新川財産管理課長 こういった借上料につきましても金額によりまして入札にかかるもの、あるいは軽微におきましては随意契約によって発注するものもございしますが、これにつきましてはちょっと今資料がございませんが、入札等のそれぞれ市内業者も含めた中での競争によります業者の決定だと思っております。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 意見をしておきます。地場産業育成という形の中にありましたら、多少やっぱり地場の産業を優先しないと、そこで雇用も発生しませんのでそのあたりの考慮をお願いしたいということを意見しておきます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 石飛委員。
- 石 飛 委 員 34ページの庁舎の主な経費のところで燃料費と水道光熱費、昨年度との差額、その原因を教えてくださいと思います。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
新川財産管理課長。
- 新川財産管理課長 昨年度というのは、21年度との比較でございますか。
- 赤川委員長 石飛委員。
- 石 飛 委 員 20年度との差額ですね。失礼しました。
- 赤川委員長 新川財産管理課長。
- 新川財産管理課長 燃料費につきましては、高宮、甲田、美土里町庁舎におきましては灯油等によります冷暖房の設備を持っております。そういった経費に使っております。20年度におきましては401万5,000円余りかかっております。そういう中で若干の決算額で削減を見ているわけでございますが、現在もやっておるんですが、20年度におきます401万5,393円に對しましては277万5,480円ということで削減になっております。各支所の灯油等の節減等の原因と思っております。
- 赤川委員長 石飛委員。
- 石 飛 委 員 水道光熱費も同じく20年度と21年度を比べての差額と原因を教えてください。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
新川財産管理課長。
- 新川財産管理課長 20度までは各支所それぞれ維持管理費を支所のほうの予算で持っておりました。21年度におきましてそういった中で、本庁のほうで一括管理という形の中で集中的な事務を取り扱っておりますので、その中で光熱費におきましては、20年度では3,789万8,550円、全体でかかっていたものが3,401万8,311円という中で節減になっております。
- 赤川委員長 石飛委員。
- 石 飛 委 員 これはだから使用料を市のほうで削減されて経費の節減になったと。円高の要因ではなかったととらえてよろしいですね。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
新川財産管理課長。
- 新川財産管理課長 本庁を含めて各支所それぞれガス代や水道代の経費を使っておるわけでございますので、なかなか細かい原因につきましては把握できないのが現状でございますが、電気代等につきましては不要なときの消灯等は本庁あるいは各支所も徹底してやっておりますので、そういった成果が出てるんじゃないかと思っております。
- 赤川委員長 ほかに質疑ありませんか。
入本委員。
- 入 本 委 員 関連するわけですが、843万円の需用費がこのたび不用額として非常に努力されておるわけですね。やっぱり成果というものはどういう形でこの金額が出たかというのは決算では分析されるのが筋だと思うんで

すが、843万円についての需用費の削減についての分析はどのようにされていますか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

新川財産管理課長。

○新川財産管理課長 先ほども申しましたように、各支所それぞれの維持管理経費の中で契約をしていたものを本庁のほうで一括契約という形の中で実行いたしております。そういう中での入札によります経費の削減が大きな原因だと思っております。以上です。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 入札内容はどのようなものですか。

○赤川委員長 入札内容という答弁を求めます。

新川財産管理課長。

○新川財産管理課長 今入札という形の中で各支所がそれぞればらばらにやっていたものが本庁の中で一括した入札形式をとったというのも若干の経費の削減にはなってます。そういう中で、各支所、本庁それぞれいろんな節減に対しましての意識改革も含めましてそういう状況が出ております。以上です。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 入札は何を入札されたんですかと聞いているんです。

○赤川委員長 新川財産管理課長。

○新川財産管理課長 主に金額の大きなもので、本庁等の保守点検管理業務あるいは庁舎の定期清掃、それからエレベーターの保守点検、支所の空調保守点検等の業務でございます。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 燃料はどのような形で各支庁にあると思うんですが、これの契約はどのようなふうになってるんですか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

内藤財産管理課管理係長。

○内藤財産管理課管理係長 燃料についてお答えいたします。

燃料につきましては公用車等が使う燃料、公用車等につきましては、安芸高田市では単価契約等は行っておりません。各職員が安芸高田市内のガソリンスタンド等に赴きまして、その場合にそこで随時ついて帰るという形をとっております。契約等は発生しておりません。以上でございます。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 ちょっとわかりやすく言ってもらいたいんですが、だから公用車については燃料費は入札等は行わずに、各個店の価格で対応しておると理解してよろしいわけですね。

○赤川委員長 答弁を求めます。

内藤財産管理課管理係長。

○内藤財産管理課管理係長 おっしゃるとおりでございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
ここで13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 休憩を閉じて再開いたします。
続いて政策企画課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
水戸委員。
- 水戸委員 葬斎場の施設整備事業費についてですが、決算額が2,100万円ちょっととなっております。事前の調査その他でこれだけの投資が既になされておるわけですが、また特別委員会のほうも開催されるということで十分その委員会での議論もなされることでしょうか、現状のところいろんなハードルがあるといったようなことについても私自身も承知いたしておりますが、いわゆる課長サイドでこのハードルがどの程度までクリアできるのかどうか、あるいは見通し、その辺の現在のところの感触をお話いただければと思います。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
竹本政策企画課長。
- 竹本政策企画課長 決算の内容と少し違うと思うんですが、私の現在の対応の状況を伝えさせていただきます。
さきの補正でも対応させていただきましたように現在葬斎場整備に伴う歩道計画と県との協議等も一定程度進みまして一定の予算を上げさせていただきました。そういった中、地元の個々の対応等もこの1年間ずっとやらせていただく中で一定の地域の御理解もいただける環境になりつつあるんじゃないか、そういった中でできるだけ強気に進めていきたいと考えてます。以上です。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
児玉委員。
- 児玉委員 外郭団体の件ですが、八千代開発公社の21年度の出資計算書からちょっと質問があるんですが、補助金が3,355万1,000円出されておりますが、それがそのまま退職金のほうに移っていると、このあたり少し説明いただけますでしょうか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
竹本政策企画課長。
- 竹本政策企画課長 委員御指摘のとおり、この補助金収入の3,355万1,000円は2人の方の退職金相当額の総額でございます。以上です。
- 赤川委員長 ほかに。
児玉委員。
- 児玉委員 そうすると、職員の方が出られた場合というのは退職引当とかは考え

ずに、いわゆる年度単位で処理していくという考えでよろしいですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 過去の経過の中においては、八千代の開発公社、合併までには一定の退職積み立て等対応してたわけですが、合併前に八千代町の状況の中でその積み立てを一度解約したような状況がありまして、現在の時点の中においては退職相当分については市の一定の対応をせざるを得ない状況にあると考えております。

○赤川委員長 児玉委員。

○児玉委員 もう1つ八千代の関係で、これは開発公社側からですからフォルテの受託料が880万円、21年度出ているんですが、平成22年度から出てこなくなるんですけど、これはこの年度でもう終わりという考えでよろしいでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 行政側のスタンスというよりフォルテは産業振興部の管轄ということになっておりますが、公社のほうの収入のほうから基本に立ちますと、現在のテナント等の収入の中で一定の中でその中で回すようにということで契約等をやらせていただき、22年度からその委託料はなしということで対応させていただいております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 41ページの生活路線確保対策事業ということで備北交通、北広島町、広島電鉄といったところに負担という形になってますね。今回10月から新公共交通システムがスタートする中で今年度今の7,100万円ぐらいの予算計上されておるといの中で実質こういうところも今の雇用とかの考えを含めると、そうしたもろもろの地元の方々がそうしたところで働いておられる中でできるところを備北交通さんに補っていただくということもあろうと思います。今後そういう負担金というものがこういう形で推移する状況であるのかどうか、その辺も含めてちょっとお聞きをさせていただきたいと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 まず41ページにあります備北交通等の負担額の考え方なんですが、これは備北交通の会計年度とうちの会計年度が1年ずれてるという実態があります。そうした中、この9,496万7,000円というのは1年前の資料、21年度と言っても実質的には20年度、備北交通で言いますと10月1日から9月末までの1年間の収支に対する負担という形になっていってます。そういった中、ここでは新しい公共交通のシステムを導入したその分の減額は見込まれていない。ただ、今年度予算しております7,000万円というのは、昨年10月から高宮町、美土里町のバス路線についても朝夕に

変更させていただいておるということで一定の減額は認めさせていただいています。さらに、今年10月から新たな市内全域を備北交通等含めた新しい交通体系にする中であっては、今後これはすぐに来年度の予算には反映できないかもわからないですが、再来年度等については一定の額の減額というのは当然それを見込んだ計画をさせていただいています。また当然備北交通等で働く市内の従業員の方、そういった方も我々把握しているのは13人程度いらっしゃるかと聞かせていただいています。そういった人の雇用等について直接行政がということにはなりません、備北交通のほうでもいろいろ議論される中、お太助ワゴンの運行のほうに3台ほど昼間の部に従業員の雇用を考えて参入したいということの中、協議会の中で御理解いただいて備北交通のお太助ワゴンの参入も図られてるところでございます。以上です。

○赤川委員長 ほか。

石飛委員。

○石飛委員 判断の今のところなんです、このたび県のほうでも事業仕分けということで県の補助金、補助金に対しての仕分けがかなりやられてます。恐らく21年度も生活路線の確保対策ということで県より補助金が133万4,000円。この部分の22年度は路線対策費は7,190万円と組んでおられますが、また県も補助金が入ると、今後どのような感触で、計画を立ててらっしゃいますか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 まず県の補助金というのは広域路線または旧町等の町をまたがって運行する路線等に対する補助ということで県からの補助金は出ます。そういったものは現在も一定の町を超えた運行路線の運行は当然やっぴいかななくていけない。ただ、どうしても朝夕に特化したりする路線もございいますので、そういった補助金等は今後さらに減額になる。県のほうの事業仕分け等の中においてもだんだん減額されてきておる実態がある中、今よりは減っていくだろうという思いは持っています。ただそうは言っても、トータルでそういった備北交通初めバス路線等の維持に対する負担は全体では総額を見越しながら市の極端な負担にならない仕組みを用意してまいりたい、そのように考えております。

○赤川委員長 ほか質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 繰越明許について伺いますが、現状はどのような対応になっているでしょうか、22年度において。

○赤川委員長 答弁を求めます。

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 繰越明許の中で、給食センターの敷地造成工事等の造成を繰り越させていただいているものがございます。そういったものについては先般もう造成工事等は完成させていただき、もう検査等も済ませていただくと

いう状況でございます。以上です。

○赤川委員長

ほかに。

児玉委員。

○児玉委員

第3セクター等事業経営診断業務委託というのが136万5,000円、今年度計画を立てられておりますが、この経営分析を行った結果の中身の報告を少しいただけますか。

○赤川委員長

答弁を求めます。

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長

本来の目的が今回の神楽門前湯治村の経営診断、経営改善のための業務というのは21年度の事業として展開させていただきました。これは財政健全化法に基づく損失補償等がある第3セクター等においては、市として健全化に向けての検討し、その報告を下さいという、基づいて検討させていただくものです。そういった中、神楽門前湯治村の経営診断及び今後のいろんな是正策及び課題といったものを明らかにしたものを検討、協議し報告書として取りまとめたものでございます。そういった中、主なものについては神楽門前湯治村としての地域貢献の評価等はあるが、ただその指標設定、市民等の理解を仰ぐため共通の指標設定が必要であるとか、政策需要を経営に反映しやすい取締役会に行政も参画の必要があるんじゃないかといった視点、さらには持続的な経営を実現するためには第3セクター、とりわけ書かれてます施設を保有していない、所有していないという中、資金調達の仕組みを検討する必要、それとともに当然その施設の所有者は市でございますから、そういった中、安芸高田市として施設活用のビジョン、そういったものの作成が必要であると、大きく分けてこういった4点のものの報告を取りまとめたものとして使わせていただいております。以上です。

○赤川委員長

児玉委員。

○児玉委員

湯治村の決算書を見せていただくんですが、やっぱり部門別に経費の仕分けをしっかりとやっていかないと、なかなかどこに問題があるのかわからないだろうと思います。方向としたら、例えば水道料とか燃料代見ても年間3,500万円ぐらいかかっている。ところがそれがどこにどう分かれるのが非常に今の状態ではわからないので、そういうのもぜひ分類する形で今度進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○赤川委員長

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長

委員御指摘のとおり、今の神楽門前湯治村等の事業収入については、一定の部門別に一応計上はさせていただいている。ただ、支出のほうについては部門別にどうも人件費の配分、また電気、水道そういったものの配分がきちっと分けにくい、そういった課題もあります。ただ委員御指摘のように、部門別の収支というのは経営改善をするためにも一定の必要性がある、そういった中で我々担当課としましては、そういった部門別の収支と対応できるように検討してまいりたいと考えております。

- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本委員。
- 山本委員 広報広聴事業費でございますが、全部で445万2,861円となっております。広報紙の発行等、ホームページの運用管理で予算が全部使われておりますが、協働のまちづくりの懇談会の開催と自治懇談会の開催、団体懇談会の開催とありますけれども、支所別懇談会について各支所別懇談会を見させていただく中でどういうものかと、これを継続していくほうがいいのか、自治懇談会みたいな形で集約したほうがいいのかと思うところがあるんですが、今後これはまだ続けていけますか。どういふふうに対応されますか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
竹本政策企画課長。
- 竹本政策企画課長 委員御指摘のとおり、合併後、今年度で7回目の支所別懇談会、自治懇談会、団体懇談会制度でまちづくり懇談会を開催させていただいております。そういった状況にありますが、平成20年度において支所別懇談会が6会場で674人、平成21年度が6会場で640人、今年度22年度が6会場で398人というような支所別懇談会の参集者の数の減少という課題が出ています。そういった中、一定の役割は、1つは他の手法を検討する中で終えていくことも検討せざるを得ない。ただこの事業というのは1つの市長の判断という施策の課題もあります。そういった中、今後市長の判断及び現状との課題、他の役割をどのように仕組みを用意するか、そういったことを種々検討させていただいて結論を出させていただきたいと考えております。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
入本委員。
- 入本委員 甲田と向原のJRのところ有料駐車場の自販機というか収入取り機つけられてますね。それらのトラブルとか収入見てますと、400万円ぐらいで管理費が200万円ぐらいですか、そういう成果が出てると思いますが、不法駐車というよりか未収額は載ってないわけですが、そういう点のトラブルというものは現在機械のトラブルとかいうのはないようですか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
竹本政策企画課長。
- 竹本政策企画課長 今委員御指摘の市営駐車場等の自販機、またトラブル、これについては21年度より建設部の管理課のほうに移管しておりますので、直接私どもの管轄にないということで答弁は控えさせていただきます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山根委員。
- 山根委員 午前中に総務課のほうでお聞きしました広報広聴費、約600種類ぐらいになって配布もなかなか大変ということですが、これについてはこれからますます情報公開が進んで、市民との情報の共有のために広報広聴

費がかかってくると思います。ですがこの600種類というものに関していかに効果的に市民の方と情報を共有できるかについて、これから向かっての21年度で出てきている課題の中ではこれからますます進めていくというようなことを書かれていますけれども、そういう点についての方向性として何かありますでしょうか。

○赤川委員長 　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 　広報広聴係の中の広報の仕組みという中で、我々が担っていったる現代の組織上の担ってる分野としては、広報紙の発行という分野、そういった中で検討させていただく。ただ大きな広報という考え方になったときには、山根委員御指摘のようないろんな通知の問題、通知広報的な課題等も検討せざるを得ない部分があると思います。ただ現実的に広報紙等だけでは適時・的確に情報を市民の方に伝えるというのはどうしても無理な状況もございます。それは広報紙というのは約2カ月前から広報を発行するための準備をしていきます。そういった中に適時・的確に市民の方に情報を伝えるためには、総務課のほうでも回答がありましたように通知等の内容になり、一定程度担当課のほうでやっていかなくてはいけない課題もあるという思いをしております。さらに今ではインターネット活用ということも1つは考えられますが、現在安芸高田市の中で約20何%の人がインターネット等を活用という実態を考えると、すべてこれでは広報としての役目としてはまだ不十分な実態がある。そういったことを考えたときにトータルで広報なりをもっともっと議論してより充実を図ってまいりたいと考えております。

○赤川委員長 　ほかに質疑はありませんか。
石飛委員。

○石飛委員 　36ページの地域活動拠点施設費のところですが、そのうちの指定管理料696万5,000円。20年度と比べて向原の7施設がふえたということで20年度は向原の施設が業務委託料でたしか60万お支払いになったと思うんですが、指定管理料が約200万円の業務委託から指定管理料、大幅なアップが7施設に行われたと思われませんが、その中身はどのように変わってるんですか。

○赤川委員長 　今のは財産管理部のほうじゃなかったかと思うんですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
次に情報化推進室に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
前重委員。

○前重委員 　52ページでございます。電算システム事業費（情報化推進室）というところで、今73の業務等が電算システムでやられてるという中で大変この中身といいまじょうか、なかなか目に見えない部分があるのかなという中で、まずお聞きしてみたいのがプロポーザル方式というのが今回53

ページ中ほどに成果及び今後の課題ということで成果のほうで書いていただいておりますが、効率的な更新を計画しプロポーザル方式により業者選定を行ったという中で、この方式というものをちょっと内容等を教えていただければよろしいかと思うんですけど。ちょっと初めて聞くような文言でございまして。お願いいたします。

○赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

　　広瀬情報化推進室長。

○広瀬情報化推進室長　　53ページに掲載いたしておりますプロポーザル方式による電算システムの更新の件でございますが、プロポーザル方式と申しますのは、基本的な流れにつきましては総合評価方式に準じた方式でございますが、透明性・公平性を追求して最終的には随意契約ではございますが、金額面それとあわせて技術面、技術面につきましては機能の充速度、ハードウェアの要求満足度、性能等技術評価、開発計画・サポート体制などを総合的に評価いたします。価格面につきましては、初期投資費用に加えて5年間のライフサイクルコスト、運用・サポート費用も合わせて評価して優先交渉事業者の選定を行う方式でございます。

○赤川委員長　　前重委員。

○前重委員　　そういう内容等説明いただきまして理解するわけですが、そうした中で業者選定を行ったということで、この辺には公募等、どういう業者さんがお入りになられてどういう形だったかという結果等はどうかしておりますでしょうか。

○赤川委員長　　答弁を求めます。

　　広瀬情報化推進室長。

○広瀬情報化推進室長　　初めに業者でございますが、電算開発の事業者4者を指名いたしております。その4者のうち、こちらのほうから機能要求書を提案しまして提案書をいただいております。その提案書の中から書面審査で3者にまず選定を絞っております。それからプロポーザル方式によりまして提案書並びにデモンストレーション及びプレゼンテーションを行い、価格面、技術面を総合評価して結果的に1位となりました開発事業者に優先交渉事業者として選定を行いまして、現在優先交渉事業者と開発計画、プログラムの開発、データ移行等を各電算業務担当者レベルで詰めております。今後開発をして平成23年4月からの運用を計画いたしております。

○赤川委員長　　前重委員。

○前重委員　　今もお話ありました23年4月からということで、これは23年4月から5年間の計画の中で進めていかれると理解させてもよろしいでしょうか。

○赤川委員長　　答弁を求めます。

　　広瀬情報化推進室長。

○広瀬情報化推進室長　　平成22年度中に73業務、当電算業務のほうを開発、移行いたしまして、23年度から5年間のリースで運用していく計画でございます。

○赤川委員長　　前重委員。

- 前重委員 今後、今年度9,000万円ですか、約1億近い費用等予算化されとる中で、今後5年以降、先どうなるかわかりませんが、こうした電算関係についてはプロポーザル方式で入られていく予定であるかどうかだけ教えていただければと思います。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
広瀬情報化推進室長。
- 広瀬情報化推進室長 基本的にはこれまでどおり、今後の開発、更新につきましてもプロポーザル方式を現段階では考えております。しかしながら現在電算関係の技術革新は目覚ましいものがございます。現在国において研究段階でございますが、クラウドシステムと申しまして本体のサーバー機能を1カ所に集中してそれを各自治体が共同で使って経費的に安価に上げるというシステムを国によって現在計画が進められておりますので、国の計画に従って進めてまいりたいと思います。
- 赤川委員長 前重委員。
- 前重委員 わかりました。それとあと1つ、一番やはりこの中で今もあるんですがサイバー攻撃と言いましょうか、そういうセキュリティですね。この辺の対策を今の課題の中で対策をルール化するという文言が書かれております。この辺につきましましてはもう既にそうしたルール化というものがもう策定できたのかどうかを教えていただければと思います。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
広瀬情報化推進室長。
- 広瀬情報化推進室長 電算システムにつきましては市民の方の個人情報や税情報を預かっております。そういったことからシステムのセキュリティには万全を期しておるつもりではございますが、電算へのサイバー攻撃につきましては次々と新しい方法であらゆる手段を講じた新しい攻撃が始まっておると伺っております。その対策につきましてはウイルス対策ソフトを現在すべての電算に導入しておりますが、対策ソフトが更新され次第、新たな対策のソフトを順次更新しております。職員につきましても、セキュリティの重要性につきまして周知徹底を図りたいと考えております。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
山根委員。
- 山根委員 セキュリティに関して電算システムのほうはかなり強固に守っていただいていると思います。1人1台パソコンの整備がされている中で個人のデータの持ち帰りはされていないかと思えますけれども、そういうものの個人からのウイルス感染の事例というものがありませんか。なければいいんですけども、あった場合、適切に処理できているかどうかをお伺いします。まずはその1点をお願いします。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
宮本電算管理係長。
- 宮本電算管理係長 セキュリティ対策のほうでウイルス関係の御質問ですが、現在ウイルスバスターというセキュリティ対策ソフトを入れておまして、これに

はリアルタイム検索といいまして、持ち込まれた場合、即座に検出するシステムを備えております。これによって外部団体等からのどうしても必要なデータ等の感染したものも防いでおります。またフロッピー等もすべてそういう形でリアルタイムで感染を防いでおりますので現在まで感染情報等は出ておりません。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 窓口ネットに投資されてるわけですが、その効果を伺います。

それともう1点、23年7月という地デジの対応ですが、これは順調にされておると思いますが、期日までには23年度になると思いますが、22年度含めましてこの対応は100%可能になるのかどうか、そのあたりを伺います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

広瀬情報化推進室長。

○広瀬情報化推進室長 初めにテレビ電話、窓口ネットの利用状況についてでございます。窓口ネットにつきましては昨年、平成21年5月中旬から運用を開始いたしております。9月までのおおよそ1年3カ月の間、支所からの発信回数また本庁からの発信回数は合計で436件ございました。そのうち市民の方が利用された回数につきましては104件でございます。市民の方の利用の概要でございますが、多い順に税務関係が18件、福祉関係が16件、農林関係12件、そのほか水道関係18件等となっております。

続きまして、地上波デジタル難視対策の状況でございます。初めに安芸高田市内にテレビの共同受信施設、既設の共同受信施設の組合がございます。現在96施設ございます。そのうち改修済み、また本年度中に改修予定する施設、現段階で取りまとめておりますのが36施設ございます。それと北美土里、南美土里、高宮及び甲田のテレビ中継局がこの8月から9月また10月にかけてデジタル開局いたしますが、従前4波のアナログ放送でしたがデジタル化されることに伴い6波流れるということで、この中継局からの対応ができる施設あるいは改修しなくてもそのまま映る施設が57施設ございます。残り3施設が現在まだ未対応で今後の対応を計画することとなっております。

もう1点、既設の共聴組合がない地域、難視地域ですが、現在安芸高田市内おおむね40地域程度難視地域があると確認いたしております。そのうち共聴施設16施設を現在計画いたしております。中継局の開局による解消が13地区を現段階で想定いたしております。個別の高性能アンテナの対応が1地区、残り現在10地区がまだ対応が未定で今後協調してその推進を図る計画といたしております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に、まちづくり支援課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 まちづくり支援課ということで、読んで字のごとく安芸高田市のまちづくりということでつくられたものだと思っておりますが、私、以前一般質問で申しましたようにまず町並み再生ということをお話をしたんですが、その中で、まちづくり支援課と生涯学習課、それからもう1点新しく21年度につくられた人権多文化共生推進室ですね、こういったところの4つの部署があるわけですが、その中でそれぞれが機能されるんですが何か縦割りになっておるんじゃないか。それで横の連携を何とか強化していただいて無駄なことがないような効率的な施策をしていただきたいということを今年度の予算、来年度に向けて推進を図っていただきたいと思うわけですがどうでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

益田まちづくり支援課長。

○益田まちづくり支援課 御指摘のとおり、まちづくり支援課としましては総合的なまちづくりを目指すということを考えておりました、委員さん御指摘のとおり生涯学習課あるいは多文化共生室と町並み再生を含めて政策企画課あるいは生涯学習課、多文化共生推進室とともに一緒になって連携をするように今事業を進めております。当面、県立大学の先生に来ていただきまして各支所それぞれ生涯学習の拠点がございますので、そちらの学習施設を利用して生涯学習課と連携しましてまちづくり講演会の公開講座を行うようにしております。特に多文化共生を推進するという意味で多文化共生をテーマにした取り組みを今考えておるところでございます。既に10月から12月にかけて各町を回らせていただくように今計画をしております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 まちづくり委員会費の中で56ページなんです、そこに日々の活動を通じて得られた地域の課題や住民の意向を市の施策に反映させることが委員会の重要な役割ということで1点、ここで施策に反映されている事例ですよ、こういったものをちょっと上げていただければ。どういったものが反映されているのかお聞かせいただければと思うんですよ。

○赤川委員長 答弁を求めます。

益田まちづくり支援課長。

○益田まちづくり支援課 まちづくり委員会の中には、地域福祉、安全安心なまちづくり、市民フォーラムの企画運営委員会という3つの小委員会がございます。それぞれ小委員会でさっき御指摘のありました地域でいろいろな取り組みをされております問題等を討議していただきまして、その取り組みを行政あるいはいろんな過疎の現況を含めながらどういうふうに取り組んでいけばいいかということをお話していただくようにしております。安全安心のほうでは、防犯の取り組みあるいは自主防災というふうな取り組みをさせていただきました。それから地域福祉のほうでは、高齢者福祉、

子育て支援ということでそれぞれ各課と連携をしながら取り組みをさせていただきました。その中にはそれぞれの課長さんも来ていただいているんな取り組みを一緒になって、地域づくりの振興会の皆さんあるいは地域の代表の方と取り組みの課題あるいは方向性を話をしまして、これをもちまして提言ということで市長のほうに提言をさせていただきまして、市長からまた各部署へ指令がおりてこういったことについて取り組みをするようにというふうな指示をいただいております。非常にスムーズな取り組みをしていただいているというふうに理解しております。どうぞよろしくお願いたします。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 そういう取り組みであればよろしいんですが、なかなか私たちのほうへちょっと声が聞きにくいかな、聞き取りにくいかなというのがありましたのでちょっとお聞かせいただければと思います。

最後1点、まちづくりサポート派遣事業でございますよね。この辺がスタートしまして21年度も4件の傷害事故、賠償事故が1件という形になってますが、確かにサポーターでございますのでお手伝いされる方の保険という形にはとれるんですが、今後やはり地域の方々といろんな活動をしていく中で特に運動会とか敬老会等の中で倒れられたり事故したり参加される方がそういうけがをされるというのが多いというのがあります、今後そうしたところに向けての方向性はどうなんだろうかなと。今の世話をいただくというのはわかるんですが、参加されるところについてのこういう保険業務というのはもうちょっと無理かどうなるんでしょうか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○赤川委員長 答弁を求めます。

益田まちづくり支援課長。

○益田まちづくり支援課長 まちづくりサポーターができて非常に好評、好評と言ったら語弊があるんですが、いろんなサポートされる方々の御支援ということでいろんな事故をされております。特に草刈りであるとか、いろんな事故が起きてまいります。イベントのときなんかはちょっとテントで手を挟まれたとか、テントが足に落ちてけがをしたとかいうことで救急車で運ばれてる状況もございますし、先般起こった中では草刈りをしていたときに、ちょうどのり面でございます、まくれて落ちて打撲されたというようなケースがございました。こういったケースに対しては非常に有効な保険であると考えておりますし、またもう1つの事例としまして昨年あったんですけれども、祭りのときに雨が降ってテントが乾かなかったために1日置いておったんですが、突風が吹いてまいりましてその突風が車に当たったということがありました。そういったこと、あるいは草刈りをしとったらですね、勢いで石がはねて車のガラスを割ったりとかいうような事故がございました。そうした賠償保険にも対応しております非常にすぐれた保険というふうに我々は自覚をしております。これはさきに御指摘のありました小委員会のほうで練られてぜひともこういっ

た保険を出してくださいということで検討した結果、こういったものが形としてなりました。特に今言われましたところの中で、サポートする側、実際に活動する側がこういった面で非常にサポートすることは可能なんですけれども、運動会に参加したり敬老会に参加して、その参加者に対する補償というものは今ないんです。今後言われるように検討はしてまいりたいと思うんですけれども、なかなかそういった事例がないものですから広く情報を集めながら御期待に沿えるような考え方を取りまとめてみたいと思います。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 この自治振興、地域によって温度差があるということは市長答弁にもあったんですが、やはり先進地と取り組みが浅いところとは当然差が出るわけですが、22年度の施策の中で市と振興会の役割や支援体制のあり方を総合的に調査、検討してまいりますとあります。その総合的に調査するということは、21年度今までの7年間の活動の中でどのような検討をされようとされているのか、その点を伺います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

益田まちづくり支援課長。

○益田まちづくり支援課長 振興会の活動、まちづくりの活動というのは御指摘のとおり幅広いものがございます。その中でそれぞれその地域に応じた活動をされておるんですけれども、なかなか横の連携ができていないということで市民フォーラム等を通じながらそれぞれの活動を発表したり、いろんな事例をとらまえながらやってきている状況がございしますが、まず行政が支援するという一方、それから今度は受ける側、振興会のほうの活動というこの2つの側面があると思います。特に今我々行政側のほうでどういった御支援というんですか、活動に対してこたえることができるかということ、22年度の予算をいろんな角度から見まして振興会に対する御支援がどの程度できるのかということ、今調査しております。今後それぞれの振興会の活動に対して長期総合計画ではございませんけれども、ある程度計画性を持った活動ができるような体制に導きたいとは思っておりますが、そうは言いましてもそれぞれの活動がそれぞれでやっておられますので、その自主的な活動を尊重しながら活動支援を続けてまいりたいと思います。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に会計課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に監査委員事務局・公平委員会及び固定資産評価審査委員会に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。この際14時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時48分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 それでは休憩を閉じて再開いたします。
続いて認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち消防本部所管の審査を議題といたします。
消防長から決算の概要について説明を求めます。
光下消防長。
- 光下消防長 平成21年度決算特別委員会の委員の皆さんにおかれましては、平素消防業務に多大な御理解と御協力をいただきまして厚く感謝申し上げます。
昨年は6名の職員採用がありまして、4月から消防学校入校、10月からは救急課程への入校、年を明けまして本年に入りまして2月から各勤に入り勤務現場に入ってきました。県下13消防本部で最も少数精鋭の消防本部でありまして、52名の定員に対しまして私を除き行政職員2名、消防吏員が昨年の場合41名という状況でございました。非常によく頑張ってくれております。
それでは消防本部所管します常備消防費の決算の概要について御説明申し上げます。既に概要については報告しておりますので簡単に。常備消防費は歳出予算現額4億3,730万5,000円に対しまして、支出済額4億3,434万7,546円で、不用額は295万7,454円でございました。不用額につきましては計数の整理等によるものでございます。一般人件費3億5,000万円余りを除きますと8,301万75円となり主な事業は救急自動車の更新に合わせ災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材を整備いたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 赤川委員長 これより消防関係に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
前重委員。
- 前重委員 今の消防本部の成果と報告という中で156ページ、158ページの関係の成果と報告の課題という中を見させていただく中で今もお話ありましたように、職員の少ない人数の中で活動してこられたというものは理解できます。その中でやはり人の命、財産等を守る任務に当たっての中でここに掲げてあるような課題を見ますところ、今の状況はどうなんだろうかとこのところ1点、2点ぐらいになると思いますが、今安芸高田市の人口に対して大体職員さん1人当たりどれぐらいの人数を賄っていたか、また近隣の市町との比較をした場合どういう状況であるかわかれば教えていただければと思います。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
久保次長。

- 久保消防本部長 　　ただいま御指摘いただいた消防吏員1人当たりの担当する人口等々でありますが、平成21年4月1日現在で調べておるものでお答えさせていただきます。安芸高田市の場合が吏員1人当たり担当人口が674.6人、約675人。近隣についてですが、ちなみに北広島町が382人、お隣の備北地区消防組合ですが477人、類似団体であります大竹市が630人でございます。以上です。
- 赤川委員長 　　前重委員。
- 前重委員 　　近隣市町のお話を聞かせていただく中で、半分まではいきませんがそうした形の差異が出てきている。また近隣の類似団体、類似自治体等であれば大竹が630人という中でそうしたところ今回も市の職員さん6名の増員ということで、確かに職員のここに上がるように専門的な分野、そうしたところがやはり持っていたかなければいけないということに対して、この状況で今の消防本部としてこうした対応でいけるのかどうか、その辺はどうなんでしょう。消防長さん、お聞かせいただければと思いますが。
- 赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
- 光下消防長。
- 光下消防長 　　これでいけるのかということでございますが、現状これで一生懸命頑張っております。昨年6名採用していただきましたということで過去の定数まで補充していただきました。定数52に対して今私以下51名でございます、これからあと7年で約半数近い職員が変わってまいりますので充足された人数だけでいきますと同じ状況ではございますけども、やはりベテランといえますか経験といえますか、そういったものの継承という意味では一生懸命やらないとかつての消防力を維持するということは非常に困難でございますので、本年22年度は大幅な機構改革をしましてそういった訓練を本気で取り組めるように兼務体制を可能な限り解除しまして、今訓練に一生懸命専任いただくような形で救急消防についての支障のないように全力挙げて取り組んで、署全体で取り組んでいただいている状況でございます。以上でございます。
- 赤川委員長 　　前重委員。
- 前重委員 　　今消防長の方からも話を聞かせていただきまして、確かに大変な状況であるとは推測します。今の地域、市民のほうに返しますと、今のコンビ二受診等も大分そういうところが減ってきているのではないかなと私は考えております。その中で158ページのそうしたところを含めて課題に対応するために退職職員等を活用した住民指導等を行う消防関係業務指導員制度の導入ということで、この辺を今年度ぐらいから実施されている状況でしょうか、それとも今後そうしたところに向けて計画があるという状況であるか教えていただければ。
- 赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
- 児玉消防総務課長。
- 児玉消防総務課長 　　現在1名の方の登録をいただきまして、現時点まではまだ職務のほ

うへ就任してもらっておりませんが、今後の諸行事等で活動いただくように予定いたしております。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 関連ですが、先ほど近隣都市との比較をしていただきました。大竹は類似といっても面積的にかなりうちとは違う状況ですので、その中でよくやってらっしゃると思います。現在救急救命士の資格、研修事業もされてます、救急救命士の資格を持たれる方が何名いらっしゃって、救急車の出動に際して常時1名の乗車が可能な状態かどうか、それを他市との比較の中からお答えいただけたらと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

久保次長。

○久保消防本部長 近隣の状況とあわせましてお答えいたします。

本市の場合が消防吏員として49名のうち18名で35%の救急救命士の資格を持っております。北広島町が55名中14名で27%でございます。

もう1点、いずれの救急車にも救急救命士が搭乗できるかということでございますが、先ほど消防長の話にもありましたように少数精鋭でやっておる中で、なかなか救急の救命士が専任化できませんので、できるだけ多くの国家資格を取らせて、それがローテで乗車できるように工夫しておりまして現状3台の救急車すべてに1名以上の救急救命士が搭乗できるような体制にしております。これは全国的にはまだそういった体制がとれていない消防本部も複数あるように聞いております。以上です。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 3台すべてに1名以上が乗車しているということで、大変全国的にも高いレベルで職務に当たっていただいておりますけれども、職員の入れかわりがこれからまだかなり団塊の世代が退職されるということで、この入れかわりにも対応できる人材育成と健康管理に気を配っていただきたいというふうに思います。終わります。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員 決算書のほうで126ページに繰越明許費の800万と、職員手当が不用額になっておるんですが、その点についての説明を。繰越明許につきましては現状どうなっておるかというのと合わせて2点お願いします。

○赤川委員長 危機管理室でどうかということなんですが、いかがでしょうか。

○入本委員 いいです。現場行って聞きます。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 火災原因調査事業が30件あるんですが、火災原因の主な内容ですよね、啓発を常に広報紙を使ってやっておられますが、原因はどのような分析になっておるのか。

それから広報の中でもいつもうたっておられるんですが、やっぱこれも23年度の5月に警報器をつけないけんという問題もありましたね。

そのあたりの計画はどのような形でされていくのか。自主防災の消防団おられますけど、そこらの活用と含めて振興会等の協力を求めて、23年5月までにやらなければいけないと思うんですが、そのあたりの検討はどのように21年度決算を踏まえて考えておられるか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

村岡予防課長。

○村岡予防課長 お答えいたします。

火災原因でございますけれども、まず上から言いますと当管内で出火原因のほうで火入れ、これが一番になっております。それから次が放火の疑いということ、その次が放火、大体3位までが以上のものになっております。その後、電線等の配線によるもの、それからストーブ、そしてたき火。昔はたき火が3位くらいに来ておりましたが、社会情勢の変化ということもあろうと思っておりますけれども、放火の疑いというようなところが近年まち化しておりますと言いますか、そういう状況が見られるということでございます。

それと第2番目に住宅警報器の推進の状況でございますけれども、先般来、新聞等で当市の最低の普及率という新聞報道がなされて大変悔しい思いをしたんですけれども、そういうことも含めて今まで広報紙等あるいはゆめタウン等でいろいろ啓発活動はよそと同じように大体やってきておるとい状況の中で、今後の取り組みといたしまして、まちづくり支援課、それから危機管理室等と一緒に連携をいたしまして、現在地域振興会、各旧町の振興会、連合会のほうへ説明に夜昼歩きまして、あと1カ所、高宮町のみが残っておるとい状況でございます。うちのほうも普及率を上げるということになりますと、やはり個人で対応してもなかなか上がりませんので共同購入をお願いしておるといことで、ぜひ自分の命を守るということだから進んで皆さん認識を持って、法律がどうこう言うことではなしに設置していただきたいというお願いをしております。

それから街頭や有線放送でPRをやっていくということで、今度各町のそれぞれ甲田わいわい祭りとか高宮、美土里、八千代のそれぞれの町の祭りがございますが、ここへ住宅警報器のコーナーを1つ設けていただくことでお願いに回りまして、各支所長さんをお願いに行っておいて、ここで今からまたPRをしていくという活動も考えております。それから消防関係行事、今度自衛消防競技大会等がありますけれども、そういった中でのPRも進めたい。それから職員の地域で開催されるイベント、こういったものにも積極的に地域の職員にそういう活動をお願いしたいというふうにも考えております。それから今職員のローラー作戦と言いまして、職員が大体1人当たり8人くらいをめぐにそういうお願いを知人等へまずしていくというような戦略といたしますかそういう形も考えております。

それとこのたびなかなか予算的にできなかったことで、予算をよそか

らいただくことができまして、そういったお金で横断幕、マグネットの啓発ものをこのたびつくろうと考えております。それと同時に消防団のほうも、この間団の幹部会議のほうへお願いをしまして、団のほうからもひとつ御協力をお願いしたいということで、快く引き受けていただいております。それで今2,000部消防団のほうへ管理協会のほうから無料でパンフレットをいただきまして、これを持って帰っていただいて各分団のほうで配布して啓発をお願いしておるということでございます。以上でございます。

○赤川委員長 入本委員。

○入本委員 最初の火災原因は順位だけわかるんですが、件数をちょっと聞きたいんですが。よろしくをお願いします。

それと放火の疑いと放火と言われたんですけど、そこらの分岐点はどういうところにあるのか。

○赤川委員長 村岡予防課長。

○村岡予防課長 件数でございますけれども、火入れが30件のうち9件、放火の疑いというのが4件、放火というのが3件、電灯等の配線が3件、ストーブが2件、たき火が1件というような順位になっております。

それで放火の疑いというところでございますけれども、自然に発火したのではないし、原因の調査を周囲からずうっと掘り上げて調査していくわけでございますけれども、そうした中で可燃物といえますか燃える可能性のあるものをすべて周囲から攻めていってチェックをして、そういう発火があったかどうかというようなものも調査するわけですが、それをしても原因につながらないというもの、それと不自然なもの、例えば火の気のないところで火の気が出てきている、けれどもそれを放火というには認めがたいというような場合が全国的にもありますけれども、これを放火の疑いということで警察と一緒にある程度の判定をしていくようにしております。そういう状況でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 今の住宅火災警報器の件の関連ですが、私らの認識不足だと思うんですが、いつか聞いておかないけん思うもまだ確認してないんですが、火災報知機と火災警報器の違いというのはどこにあるんですか。

それと何かの新聞で見たところによると、どっちかを設置すればどっちかはよろしいとかいうようなことが出ていたと思うんですが、その点をちょっとお聞きいたします。

○赤川委員長 村岡予防課長。

○村岡予防課長 お答えいたします。

火災報知機というものと火災警報器という違いがよくわからないという話でしたが、火災報知機、ここの天井にもありますけど、そこへ1つ感知するものがあります。これを指して言いますが、火災報知設備といいますと受信機、そういう配線、こういったものすべてを含んだものを

火災報知設備という名前と呼んでおります。火災報知機というのは感知するその部分のものを言っておるということでございます。

住宅火災警報器ということになりますと、この火災警報設備というのは消防法の中にうたっておる消防の用に供する設備という中での設備として位置づけられております。今の住宅用火災警報器、今皆さん方をお願いしておるものについては消防法から出ておるんですけども、条例で委任されまして、この中で各住宅へ1個ずつ、これ電池が入ったものですけども、その1個ずつを寝室に1個つけるというような形で違うと。

というところで報知機と設備と警報器という言い方もありますけども、昔は火災報知機というような言い方で簡単に呼びましたけれども、火災報知設備というのが正式な名前でございます。

○赤川委員長 光下消防長。

○光下消防長 御質問のほうは火災警報器と報知機というふうに聞かれたと思うんですが、報知機という私が認識しておるのは業者の名前で火災報知機という名称が昔から通用されておる名前だというふうに検証等の中でちょっと蛇足ながら説明いただいたものですが、私のほうから説明させていただきます。住宅用警報器というのは今の法律によって、課長説明いたしましたように全国的に今設置の法的な義務づけをされたもので、ちょっと名称に混乱ございますが、そういうふうに御理解いただければと思います。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 使用するのはどっちがいいというのはあるんですか。

○赤川委員長 村岡予防課長。

○村岡予防課長 お答えいたします。

今そこら辺が微妙なところで法律でも言い出しましたのが、普通の多機能の老人福祉施設、こういったところがどんどんできてきておりますけれども、デイサービスとかですね、そういった中で住宅と同じように1人ずつ住んでおられるところ、こういうところへ今のように火災報知設備、要するに受信盤がありまして各部屋に感知器をつけていったもの、そういうものをつけておれば当然住宅用の一般の火災警報器はつけなくていいですよということがございます。その機能よりまだ上のものをつけたら当然要りませんよと、その住宅警報器は、というような仕組みになっておるということです。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑は。

水戸委員。

○水戸委員 今の関連なんですけれども、いわゆる建築基準法に基づいて設置基準が定められておるものであるのかどうかということと、そうでなくて条例等で家庭用の警報器はつけてくださいというのと、そういった違いはないんですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

村岡予防課長。

○村岡予防課長

お答えいたします。

今の住宅警報器については条例に基づいて設置をするということが基準で、新しい住宅も建ったら当然条例で決めておりますから、確認審査のときは、もう建築士も御存じでして、当然それで義務化されておるんで設置を推進しておるといふこと、こちらの分については建築基準法というより消防法のほうで義務づけられておりますから、当然一定の規模の事業所についてはきっちり必要だといふことでございます。以上です。

○赤川委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時34分 休憩

午後2時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長

再開いたします。

続きまして認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち教育委員会所管の審査を議題といたします。

初めに教育長よりあいさつを受けます。

佐藤教育長。

○佐藤教育長

本日は平成21年度の教育委員会に係ります決算につきまして御説明を申し上げ審査をお願いするものでございます。

平成21年度は、教育総務課内に学校教育推進室を設け学校教育の充実を図りますとともに、全小学校に学習補助員を配置しきめ細やかな指導支援や補充的な指導、家庭における学習習慣づくりを進めてまいりました。また、学校の耐震化対策など教育条件の整備を図りますとともに、学校規模適正化委員会から将来展望に立った学校規模の適正化について答申をいただきまして今年度学校規模適正化推進計画の参考にしておるところであります。生涯学習におきましては、教育分室を廃止し生涯学習課内に文化スポーツ振興室を設け図書館を含めた文化、芸術、スポーツを一体的に運営してまいりました。また、社会教育委員会から今後の社会教育施設の維持管理のあり方についての答申を、またスポーツ振興会から社会体育施設の維持管理のあり方についての建議を受け、今年度生涯学習振興計画の参考にしておるところであります。

それでは21年度の主要施策の成果に関する内容につきまして、総括的な内容を教育次長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○赤川委員長

続いて教育次長から決算の概要について説明を求めます。

田丸教育次長。

○田丸教育次長

教育委員会に係る決算の内容でございますが、当初18億円余りの予算で出発をいたしました。この18億円という予算でございますが、例年大体14億から15億円というのがこの間の通常教育委員会の経費でござい

ますけれども、3億円ばかり当初から多いといった予算組みをしており
ました。これは特に学校の耐震化等々のハード系の施設を整備するとい
うことで18億円という当初の予算でございましたけれども、御承知をし
ていただいておりますとおり、7億6,000万円という補正をさせていただ
きました。これは学校の耐震化にかかわって公共投資臨時交付金という
形で別枠の臨時の交付金を国からいただいて、特に傷みの激しかった吉
田小学校、吉田中学校、向原中学校等々の大規模改修を含めて国の補助
をいただいたということもございまして、結果として繰り越しの財源
を含めまして26億9,000万円ということで27億円弱の執行をしたところ
でございます。その中で繰越明許ということで11億1,965万2,000円とい
う繰り越しをしておりますが、これは学校の耐震化の事業で第2次診断
に時間がかかったということがあって実際の工事それから執行管理につ
きましては今年度22年度に繰り越して執行するという状況でございます。
文教厚生委員会の委員の皆様方にも先日見ていただきましたけれども、
結果として向原中学校につきましては10月には検査と、それから吉田中
学校におきましては内部改装はほぼ終了し耐震の鉄筋コンクリートを建
設していくという状況になってます。吉田小学校におきましては柱と床
を除いたほぼ全面的に撤去してこれから具体的に内外装の工事に入って
いくということで、吉田中学校それから吉田小学校におきましては本年
度末には完成するという状況になっています。ということで11億円余り
の大きな学校繰り越しをしておりますけれども、基本的には順調に事務
を執行していると考えております。

それから全体の状況でございますけれども、教育長があいさつの中で
申し上げましたように、学校の設備関係もいわゆる耐震化を含めて端緒
につきましたし、学校規模の適正化の答申もいただきました。さらには
学校教育におきまして不登校等一部数字が上がっておりますけれども、
基本的には児童生徒の学習の態度、生活の態度というものは非常に落ち
ついておりますし、また学力等も県内、全国的な状況を上回る状況の中
で推移をしているところでございます。以上、全体的な決算と事業の状
況について御報告を申し上げます。詳細につきましてはそれぞれの課
長から御質問に対して答弁させますのでよろしくお願ひしたいと思いま
す。

○赤川委員長 以上で説明を終わります。

これより教育総務課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
山根委員。

○山根委員 166ページの小学校管理費と中学校管理費についてお尋ねします。成
果のほうで、図書及び机等については年次計画により計画的に整備を進
めることができた、小中学校ともに書いてあります。年次計画の中で
図書については一般質問の際にも教育長からは基準以下であるけれども
ふやしているというようなお答えだったと思っておりますけれども、単刀直入
に聞きます。この図書整備にかかった決算的な金額は、決算書を見ても

21年度の当初予算資料からは拡充で上がってきてるんですけども、決算書の中で図書に関するものとしての事業費が上がっておりません。図書だけは別にできなかったというところもあるかとは思いますが、お聞かせいただけたらと思います。年次計画的にはいつまでの計画ができていますのかお願いいたします。

- 赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
田丸教育次長。
- 田丸教育次長 　　今ここに具体的な数字は持っていないのでございますので、後ほど計画とこの間の実績を含めて提出させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 赤川委員長 　　山根委員。
○山根委員 　　では年次計画と実施状況の資料を請求いたします。資料請求についてそれをお願いいたします。
- 赤川委員長 　　田丸教育次長。
○田丸教育次長 　　それでは、後日資料を提出させていただきます。
○赤川委員長 　　山根委員。
○山根委員 　　今回の成果の中で計画的に整備を進めることができたとあります。この年次計画により、21年の当初予算資料では21年度は計画を前倒しして2カ年分は整備するということで973万8,000円が上がっております。そのことについては前倒ししてされたかどうか、これは資料なくても答えられると思っておりますので申し上げます。
- 赤川委員長 　　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
森川教育総務課長。
- 森川教育総務課長 　　図書の整備につきましては、21年度におきまして地域経済対策の交付金がありましたので、それを充てて2カ年度分、1年前倒しで整備しております。
- 赤川委員長 　　山根委員。
○山根委員 　　前倒しで整備されても、教育長、基準以下という御答弁のとおりなのでしょうか。これからの計画的に学校図書については適正規模化もかわってくる中での難しいところもあるとは思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。
- 赤川委員長 　　答弁を求めます。
森川教育総務課長。
- 森川教育総務課長 　　図書整備につきましては年次計画に基づいて補充をしておりますが、図書というものは時間が過ぎますと古いものは廃棄をして精査をすることがございます。そういう関係でふえていくばかりではございませんので、そこらも調整をしながら、それと整備率の差が学校ごとでございますので整備率の低いところをより厚くするように計画立てて整備しております。
- 赤川委員長 　　佐藤教育長。
○佐藤教育長 　　目標は、平成24年度目標を達成するように計画をしておるわけであり

ますが、先ほど森川課長のほうから話をいたしましたように古いものについては廃棄をしていくということもありますが、目標としては24年度。それは中学校の学習指導要領が本格実施になる年でありますので、それをもくろんでそういう計画をしております。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 ただいま中学校、小学校の耐震の関係で説明がございましたが、以前からいろいろと話もしておりますが、地元業者の育成ということで今の工事を分散する、JV方式にするとか、いろいろな方法を考えられて地元の育成をしていただきたいと。それからまた次の計画もあろうと思います。そういったことも基準に入れましてやっていただきたい。

それから耐震というのは全国で12社ぐらい専門業者がおります。これは普通の業者がやるんじゃないんです。ですからそういったところもよく検討されて、ぜひとも地元の業者ができるような方法をとっていただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。御意見をお聞かせください。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

田丸教育次長。

○田丸教育次長 耐震につきましては、新築とは違って実はその部分部分でというふうな局面も工事の中には大変出てまいりますので、そういった意味でそれぞれの工種に分けて発注というのはなかなか難しい局面がございます。しかし御指摘のとおり市内業者を育成していくことにつきましては、市長の方針として私たちもよく承知しておりますので、下請であるとかそういったことも含めて市内業者の方が多くかかわっていただけるように当然お願いをしていきますし、これからもそういう方向で取り組みたいと思います。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 165ページの就学援助事業費のことにつきましてちょっと教えていただければと思います。援助費329人に対して1,800万円、この中身がどういったものか。それと貸付金310万円で7名の方がお借りいただいたり状況だと思っておりますが、この辺滞納とかあったかどうか、その辺わかれば何件で幾らぐらいの滞納があるのかちょっと教えていただければと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

森川教育総務課長。

○森川教育総務課長 就学援助費についてでございますが、就学援助費の中身につきましては、給食費の補助、それから学用品の補助、それから修学旅行の補助等がございます。

それと貸付金の滞納につきましては11万円程度だったと思いますけれども、滞納は2件です。

- 赤川委員長 前重委員。
- 前重委員 ありがとうございます。
それと次の166ページの中で小学校管理費、中学校管理費のスクールバス運行委託料、小中その辺がどちらに委託されているのか、それとあと自動車の借上料の中身がわかれば教えていただければと思います。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
森川教育総務課長。
- 森川教育総務課長 スクールバスでございますが、スクールバスにつきましては小学校が美土里小学校それと甲立小学校、それから中学校は美土里中学校、これは年度中途まででございましたけれども高宮中学校、川根地域がございました。それで美土里小学校につきましてはスクールバスと言いましても路線バスの通学補助、定期の補助という格好になっておりますし、高宮中学校につきましては当初9月までは個人委託しておりましたが、その後川根振興会のほうと契約、これ企画のほうで引き継いでいただきました。それから甲立小学校は甲立タクシーです。それからバスの借り上げにつきましては社会見学それから各種スポーツの大会等の借り上げでございます。
- 赤川委員長 前重委員。
- 前重委員 委託先等では備北交通とかいうものには行ってないということでその辺をちょっとお聞きしたかったわけです。先ほどのお太助ワゴンの関係がありまして、その辺の関係でどういった形になってるかなとちょっとお聞きしようと思ひまして、というのは166ページの課題のところをごらんいただきましたら、通学費の助成事業の地域間の格差また公共交通の総合的な見直しとあわせて抜本的な見直しということになっておりますんで、そこら辺でそのスクールバスがどういうふうに変わってきたかだけをちょっと教えていただければということで質問、わかる範囲でよろしゅうございます。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
森川教育総務課長。
- 森川教育総務課長 大変失礼いたしました。美土里中学校につきまして備北交通がスクールバスがでございます。それからただいま質問いただきました通学費の補助の関係でございます。これにつきましては課題として掲げておりますけれども、この通学費の補助が各旧町、もっと言えば各学校ごとに制度が少しずつ差がございまして、それをなかなか平準化することが難しい状況もあるかと思われましてけれども、いまだに踏襲している状況でございます。現在考えておりますのは地方交通の見直しによりましてバス等の整備がされる中で、できれば早い時期にすべての地域すべての学校において、小学校と中学校は少し差がつくと思ひますけれども、なるだけ早急に平準化してまいりたいというふうなことを考えておひまして、今そのシミュレーション等準備作業を行っておるといところでございます。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 入本委員。
- 入本委員 教育委員会も不用額で努力しておられるわけですが、事務局費の委託料の759万2,000円余りの金額はどのような形で不用額が出たのでしょうか。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
森川教育総務課長。
- 森川教育総務課長 委託料につきましては、耐震化に係ります委託料でございまして繰越事業に係るものでございます。入札等によります残を不用額として上げているものでございます。以上です。
- 赤川委員長 入本委員。
- 入本委員 同じく節の備品購入の2,952万円ですか、これの不用額の説明を。それと備品の購入時期はいつごろやってこの不用額を発生したのか。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
森川教育総務課長。
- 森川教育総務課長 この備品購入費につきましては、地デジ対応テレビの購入に係るものでございまして、これも繰越明許に係るものでございます。この不用額につきましては、当初地域経済対策の交付金で購入するように考えておりましたが、2分の1の補助の国庫事業がその後、繰越明許した後に制度化されましたので2分の1の補助金の事業に乗りかえたという経緯がございまして、ということでこの不用額が発生をしたということでございます。
- 赤川委員長 入本委員。
- 入本委員 繰越明許もここには予算額に対して支出額ですよ。だから本来なら入札残というだけの回答ならわかりやすいんですが、そのあたりはちょっと今の説明では理解しにくいんですが、決算時期はいつやったのかということをお聞きしておりますので、支出額と予算額。だから何台買うのに予算の見積もりが甘かったか、当初から物価が安くなったとか、当初において3,000万円ぐらいの金ができただけですよ。そのあたりの説明をお聞きしておるんであって、明許費はこのたびには関係ないと思うんですが。
- 赤川委員長 田丸教育次長。
- 田丸教育次長 これにつきましては、平成20年度、これが1月か2月買ったと思いますけれども、大きな経済対策の事業が入りました。このときに社会教育施設や学校、幼稚園等々について地デジ対応のテレビを購入するということで、20年度に予算をしてこれを実は繰り越し、すぐに執行できませんので、年度末間際でしたので繰り越しをしたわけでございます。ところが21年度に入りまして実は国のほうから学校の地デジ対応のテレビについては補助金をつけますということが入ってきたわけですね。そうすると20年度繰り越した部分は、越えてしまえば他にも景気対策で使うところはございますので、それは使わないで、21年度に補助金、これ2分の1だったと思いますが、補助金をもらってしたほうが市にとってはプラス

になるわけでございますので、したがって20年度の繰り越した部分については執行しないで不用額という形で残して21年度の国の補助金をもらって有利に学校のテレビを買ったということでございます。

- 赤川委員長 入本委員。
○入本委員 補助金額は幾らだったんですか。
○赤川委員長 ここで答弁をいただきたいわけですが、15時20分まで休憩としたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午後3時06分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 それでは休憩を閉じて再開いたします。
先ほどの入本委員の質疑に対し答弁を求めます。
森川教育総務課長。
○森川教育総務課長 それでは地デジテレビの整備に関します事業費と補助金額についてお答えをいたします。
事業費は2,282万504円でございます、そのうち補助金額が1,191万9,486円でございます。

- 赤川委員長 西岡行政経営課財政係長。
○西岡行政経営課財政係長 先ほど教育次長のほうから趣旨については説明をいたしましたけれども、当初21年の2月の補正で経済対策の生活対策臨時交付金につきまして補正をさせていただきました。金額については6億6,000万円であったと思います。その中で先ほどからありますように、小中学校の地デジ対応テレビの設置については当初交付金、生活対策の交付金を充当するようにしておりました。その金額につきまして、年度末に繰越計算書ということで年度を繰り越しておりましたけれども、新年度に入りまして先ほど次長が申しましたように国庫補助の2分の1の補助対象になるということを経済委員会のほうから話がありまして、急遽臨時交付金のほうから予算の充当を国庫補助のほうへ変更したという経緯がございます。繰り越しの予算につきましては補正という部分ができませんので、結果的には一般財源として不用額で残ったわけですが、その差額につきましては、この事業につきましては20年10月末以後に実施をした事業にも充当できるという、今の経済対策とは違うんですけどもそういった事業でありますので、さかのぼって実施した事業にも充当いたした関係上、その部分の不用額につきましてはほかの予算のほうへ回したということで結果的には不用額として上がったわけでございます。以上でございます。

- 赤川委員長 入本委員。
○入本委員 数字の扱いでこうなったという形なんで再度聞くのも何でございますので、担当課のほうに行ってそれ以上知りたかったら聞きたいと思うんですが、まず逆に評価したいのは学校関係を以前は昨年とかですけど、

不用額を非常によく出されるようになったということはある面では予算が甘いと言えれば甘いんですけども、ほんとに必要な経費だけを使われて、需用費なんか見ても出されてるとするのは評価したいと思っております。

それで備品等の場合はやはり不用額が出た場合は決算時期にもよるんですけど、一般財源ですと事業費に回したりできますので、その決算時期がいつだったかわからないんですが、そういうこともあわせて答弁いただければ非常に我々としてもわかりやすいし、やむを得ない不用額だったという、強いて言えば財源がないないと言いながらこういう不用額も運用できる場合は運用して市民の福祉サービスにこたえるべきだと思いますので、そのあたりも今後の答弁の中には含めていただきたいと思っております。以上で終わります。答弁結構です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に学校教育推進室に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 173ページの適応指導教室運営事業費についてお伺いします。その8番と9番を絡めるようになりますが、今在籍生徒は6名いらっしゃるということで、しかし次のページ見ますと不登校関係、なかなか登校できない状況に陥っている問題を抱えている子どもたちが人数的にふえている中、不登校が小学校で平成21年度は6名、中学校で31名、合わせて37名ですか、あすなろへ来られてる方6名を除いたあとの方へのサポートなどについてはどのようなになってるかというか、そういう状況をお聞かせいただきたいのと、それから175ページの人材育成事業費については、これは課題がなしと、成果及び今後の課題についてはなっておりますが、課題はほんとにないのかなと思っておりますが、それについて2点ほどお伺いします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

大下学校教育推進室長。

○大下学校教育推進室長 それでは1点目の適応指導教室の状況についてまずお答えします。

現在平成22年度の2学期のスタートでございますが、現在在籍生徒数が児童生徒数が12名でございます。この21年度末の段階ではここにお示ししたような状況でございましたけれども、先ほど委員が御指摘いただきましたように、学校にも行けない、それからあすなろにも行ってない子どもたちどうなっているのかということでは今年度の重点課題ということでございまして、22年度7月末現在で22名の子どもが学校に十分位置づくことができおりませんでしたけれども、そのうちの11名が適応指導教室に現在在籍しております。さらに学校には行っているのですが、十分学校の中で居場所が見つけれない子どもが週1日から2日ぐらい適応指導教室に通いたいということで入級願がออกมาして、在籍児

童生徒数は現在のところ12名ということです。今現在の不登校の子どもは22名のうち12名が在籍ということでかなりの率でこれまで家庭にしかおれなかった子どもたちが一歩社会に出てくることができているということで取り組みは進んでいると考えております。また、この不登校の子どもというのは30日以上欠席した子どもということでカウントしておりますので毎日学校には通っていない子どもたちも入っております。ですからあすなろに通うよりは学校にぐっと引き寄せるほうがいいという子どもたちもこの22名の中には含まれておりますので、一人一人の状況に応じて学校と連携して取り組んでいるといったところです。

それから2点目の人材育成事業の課題はないのかという御指摘でございますけれども、教育は人なりということで人の育成、人材を育成する、職の成長を図るといことはやはりある意味一番大きな事業であろうと考えております。したがって課題を申し述べればたくさんあるわけですが、やはり選択と集中ということで、現在のところ管理職研修を中心に主催研修を行っております。またここに記しておりますように個々の教職員の指導力の向上に関しましては職員の自主研修組織を支援をいたしましたり、また国、県の研修に積極的に参加をするように負担金を助成したり、そういった形でやらせていただいております。大きな不祥事もございませんし、病気も大変少うございますのである意味成果が出ていると考えているところでございます。以上でございます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に生涯学習課に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に文化スポーツ振興室に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。
前重委員。

○前重委員 187ページ、スポーツ振興団体育成事業費ということで各体育協会、スポーツ少年団等への補助金等が流れてるような状況でございますが、総合型スポーツクラブの関係でみつやのスポーツクラブ、これが今200万円、21年度、いきいきクラブたかみやが900万円ということで同じ総合型スポーツクラブの中身でこういう差異が出てきている関係というのはどういう状況か教えていただいとけばと思っております。会員数等がわかれば。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

松村スポーツ振興係長。

○松村スポーツ振興係 まず、みつやの里スポーツクラブの会員、3月末現在で578名でございます。いきいきクラブたかみやのほうは107名ということで会員さんがいらっしゃるということでございます。補助の内容といたしましては、内規ではございますがスポーツクラブに対しての補助金の上限額を200

万円ということで今うちのほうでの内規とさせていただいています。したがってみつやの里スポーツクラブのほうは200万円ということの補助でございます。一方いきいきクラブたかみやのほうでございますが、平成21年度、トトの補助5カ年の補助があるんですけれども2カ年目に入っています。こちらのほうが最高事業費が900万円という事業費のうち8割の720万円がトトのほうの補助ということでこういった補助金の支出になっております。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
入本委員。

○入本委員 決算書138ページの文化芸術振興費の中の工事請負費が予算に対しての執行額と不用額の差がちょっと大きいんですが、この原因は何かと、その次の需用費の15万5,000円に対して14万4,000円幾ら残してるのと、次の保健体育総務費もこのところにも報償費が14万3,000円、これが何か予定したのをしなかったのか。それから15番の工事請負費の365万9,000円の不用額の4点についての説明を求めます。

○赤川委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時35分 休憩

午後3時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

沖野生涯学習課長。

○沖野生涯学習課長 文化芸術振興費、文化財保護費、保健体育費でございますが、詳細につきまして各係長のほうから報告させていただきます。

○赤川委員長 松村スポーツ振興係長。

○松村スポーツ振興係長 それではまず保健体育総務費の365万9,200円の不用額の件でございますけれども、本件につきましては甲田の柔剣道場の改修工事に係るものでございます。当初室内の改修を行うようにということで予算を計上しておりますけれども、急遽雨漏りによります屋根の改修工事が重なってまいりました。一方が交付金事業、一方が一般事業ということになりました。どちらも交付金事業に切りかえるということで一般事業の365万9,200円、年度末になりましたし繰り越しの形で交付金事業に振りかえた経緯がこの結果になっております。保健体育総務費は以上です。

○赤川委員長 続いて児玉社会教育係長。

○児玉社会教育係長 それでは私のほうから文化財保護費の需用費14万4,815円の不用額でございますけれども、これは指定文化財等の説明板、案内板等の修繕料があるわけですが、21年度におきましては指定文化財等看板類整備事業ということで工事請負のほうでかなりの文化財の看板類の修繕を行いましたので、需用費のほうの修繕料は不用額として残ったものでございます。以上です。

○赤川委員長 続いて松野文化振興係長。

○松野文化振興係長　それでは文化芸術振興費の需用費の不用額について御説明させていただきます。これは文化センターの燃料費の残と、あとは消耗品等の需用費の積み重ねによる執行残でございます。冬から春にかけて空調の灯油代が通常ですとたくさん要るんですけれども暖冬の関係で、あと利用者も若干減ったのかもしれないけれども、例年に比べると灯油代が少なくなってしまうということでございます。加えて工事請負費でございますけれども、工事請負費のほうは20年度の経済対策の交付金の繰越事業でございまして、高宮田園パラッツォの屋根裏の消防設備の改修工事と屋外の電気設備の漏電の修繕工事、この2件が上がっておったんですが、屋外の照明設備の修繕工事は完了したんですけれども、本来の消防設備修繕につきましては再度調査した結果必要ないということが判明いたしまして急遽執行を取りやめ、また外部の照明設備の工事の執行残を含め不用額となった次第でございます。以上です。

○赤川委員長　松村スポーツ振興係長。

○松村スポーツ振興係長　保健体育総務費のうち報償費の執行残について御説明するのを忘れておりましたのでつけ加えさせていただきます。予算額の36万9,000円に対しまして不用額が14万3,610円でございますけれども、壮行会のほうを3月に行わせていただいています。その際にスポーツ奨励金の必要性が出る場合がありますので、あえて補正で減せずにこのまま不用額とさせていただいているわけでございます。よろしく願いいたします。

○赤川委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時44分　休憩

午後3時45分　再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長　再開いたします。

続きまして認定第1号、平成21年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち議会事務局所管の審査を議題といたします。

事務局長から決算の概要について説明を求めます。佐々木事務局長。

○佐々木事務局長　それでは議会事務局でございます。議会費の決算概要について御説明申し上げます。

まず予算額1億8,554万4,000円に対しまして支出済額は1億8,266万6,444円でございます。不用額は287万7,556円生じております。不用額の最も大きなものは政務調査費でございます。この金額が172万1,331円となっております。全体の支出済額は対前年度比で1,051万4,316円、率で5.4%減少いたしております。減少の主な理由は平成20年12月1日の改選から議員定数が2名削減されたことによるものでございまして、議員人件費が前年度に比べ1,055万2,962円減少いたしております。

次に歳入でございますが、使用コピー代などの雑入として雑入が2万1,430円のみでございます。以上で概要の説明を終わらせていただきます。

○赤川委員長 これより議会事務局に係る質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時48分 休憩

午後3時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

以上で本日の日程を終了いたしました。

これで本日の決算審査特別委員会の審査を終了いたし散会いたします。

次回は27日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後3時50分 散会